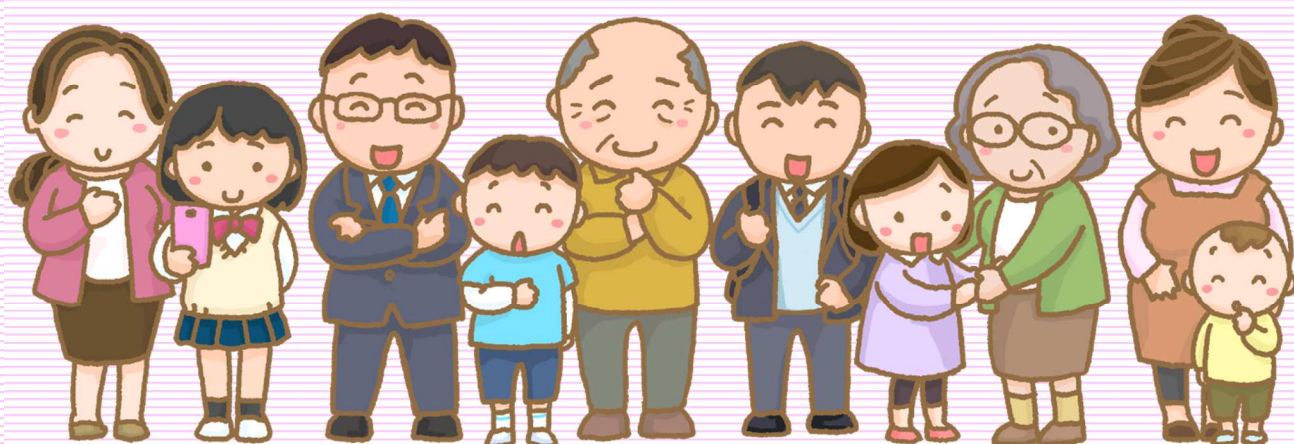


伊奈町第2期地域福祉計画



令和2年3月

伊 奈 町

はじめに

我が国では、少子高齢化とともに人口減少が進み、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、およそ5人に1人が75歳以上という社会を迎えます。

また、家族構成や住民の生活スタイルの変化等により、地域での住民相互の社会的なつながりが希薄化し、介護や子育てへの不安、高齢者の孤立、児童虐待への対応など求められる社会的ニーズも複雑・多様化するなか、要介護・要支援認定者数、障害者手帳所持者等の数は本町においても増加しており、支援を必要とする方々を地域で支える仕組みづくりがますます重要となっております。

このような中、国は地域主体の地域共生社会の実現を目指すこととしており、本町においても、子どもから高齢者まで、世代や分野を超えた支え合いを強化し、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制づくりを推進していくことが、今後の地域福祉に必要であると考えております。

このたび、「伊奈町地域福祉計画」第1期の計画期間が終了することから、本町の地域福祉を一層進展させるために「伊奈町第2期地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とし、「すべての住民がつながり、支え合う、安心して暮らせる伊奈町」を基本理念として、「コミュニケーションが豊富で助け合える地域づくり」、「支援を必要とする方の支援体制づくり」、「福祉サービスを適切に利用できる仕組みづくり」の3つを基本方針としてまちづくりを進めるものです。

すべての人が支え合いながら安心した地域生活を送ることができるよう、地域住民と行政の連携、協働による取り組みを推進してまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びにあたりまして、本計画策定にご尽力いただきました伊奈町地域福祉計画策定委員会・策定町民会議の皆様や関係者をはじめ、パブリックコメントなどにおいてご協力いただきました町民、関係団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

伊奈町長 大 島 清

目次

第1章	計画策定にあたって.....	1
第1節	計画改訂の背景.....	1
第2節	計画の位置づけ.....	2
(1)	法的な位置づけ.....	2
(2)	関連計画との関係.....	3
第3節	計画の期間.....	4
第2章	伊奈町の地域福祉を取り巻く現状と課題.....	5
第1節	統計からみる町の状況.....	5
(1)	人口や高齢化率の状況.....	5
(2)	県内比較.....	8
(3)	地区ごとの人口.....	9
第2節	暮らしの状況.....	15
(1)	世帯の状況.....	15
(2)	支援を必要とする人の状況.....	17
第3節	地域の状況.....	21
第4節	町民の意識.....	22
(1)	各アンケート調査結果からみえる現状.....	22
(2)	町民会議からみえる現状.....	30
第5節	地域福祉の視点からみた伊奈町の課題.....	32
第3章	計画が目指す方向性.....	33
第1節	基本理念.....	33
第2節	基本方針.....	33
第3節	計画の体系.....	34
第4章	施策の展開.....	35
基本方針1	コミュニケーションが豊富で助け合える地域づくり.....	35
(1)	福祉教育・啓発の充実.....	35
(2)	交流機会の創出.....	37
(3)	ボランティア活動の推進.....	39
基本方針2	支援を必要とする方の支援体制づくり.....	41
(1)	孤立予防に向けた見守りの充実.....	41
(2)	日常生活の支援.....	43
(3)	防犯・防災対策.....	45

基本方針3 福祉サービスを適切に利用できる仕組みづくり.....	47
(1) 情報発信の充実.....	47
(2) 相談支援.....	49
(3) 権利擁護.....	51
(4) 各種サービスの質の向上.....	53
第5章 計画の推進.....	55
第1節 役割分担.....	55
第2節 推進体制.....	56
第3節 進行管理・評価.....	56
資料編.....	57
1 計画策定の経過.....	57
2 伊奈町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	58
3 伊奈町地域福祉計画策定委員会 委員名簿.....	59
4 伊奈町地域福祉計画策定町民会議設置要綱.....	60
5 伊奈町地域福祉計画策定町民会議 委員名簿.....	61
6 参考事業一覧.....	62

※「障がい」の表記について

本計画書における障がいの「がい」の字の表記については、法律名や条文、固有名詞で漢字が使われている場合や、「障害福祉」といった事物を指す場合は漢字の「害」の表記とし、それ以外は基本的にひらがなで表記することとします

※グラフの「%」値について

本計画書内のグラフ中の「%」で記載された数値は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画改訂の背景

近年、我が国では、少子高齢化・核家族化・生活様式や価値観の多様化などにより、地域・家庭といった人々の生活における支え合いの基盤が弱まってきており、家族や地域住民同士の助け合いの精神が薄まりつつあります。そのため、暮らしにおける人と人とのつながりを再構築し、人生におけるさまざまな困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることが出来るような社会にしていくことが求められています。

国においては、平成30年4月に社会福祉法を改正し、社会構造の変化や人々の暮らしの変化をふまえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が世代や組織を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を掲げました。

本町では、平成27年3月に「伊奈町地域福祉計画」を策定しました。計画では、「地域福祉とは」、「『自助』『共助』『公助』とは」などの内容から説き起こし、町民誰もが安心して豊かに暮らせる地域の実現を目指してきました。しかし、現代において数少ない人口増加都市である本町も、その増加速度はゆるやかになり、高齢化率も徐々に高まるなど、町の様相も変わりつつあります。

そうしたなか、現行計画が令和元（平成31）年度に期間満了するにあたり、本町の地域福祉を一層進展させていくため、この度の法改正の趣旨や内容を踏まえるとともに、町の変化によって生まれている、新たな住民等のニーズなどに的確に対応する、「伊奈町第2期地域福祉計画」を改訂計画として新たに策定します。

第2節 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条で規定される計画です。町の最上位計画である「総合振興計画」のもとで、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」や「障害者計画」「障害福祉計画及び障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」など福祉分野の個別計画の上位計画として位置づけられるものです。

(社会福祉法(平成30年4月施行分含む)より抜粋)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

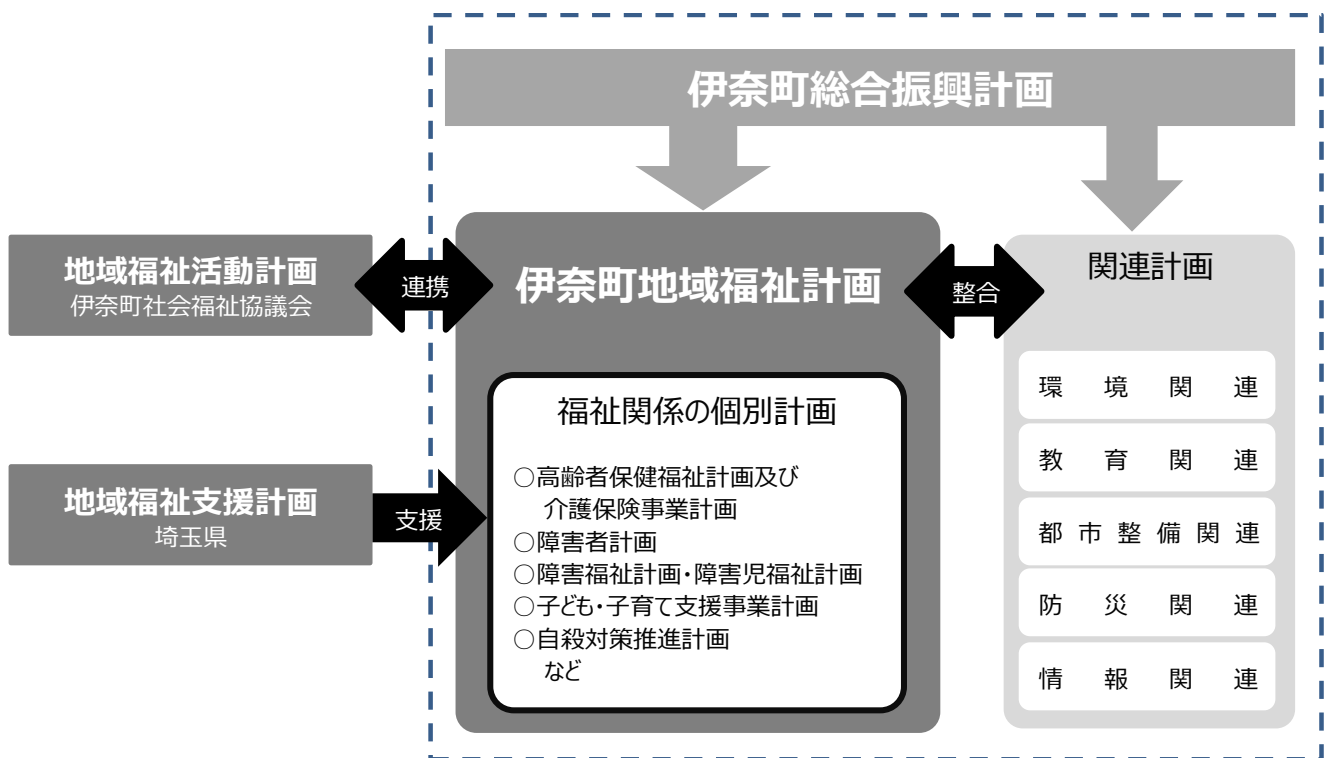
2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 関連計画との関係

本計画は、「伊奈町総合振興計画」が示す、伊奈町の福祉行政の方向と整合した下部計画であるとともに、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」など、高齢者や障がい者、子ども・子育て家庭などを対象とした個別の福祉計画に横串を通す上位計画となるものです。

また、埼玉県が策定している「地域福祉支援計画」からの支援を受けつつ、伊奈町社会福祉協議会が策定する、地域福祉の具体的な実行計画ともいえる「地域福祉活動計画」と連携し、地域福祉の効果的な推進を図るものです。



第3節 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間中に、町や社会、関連法令等に大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しすることとします。

	年度									
	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
伊奈町総合振興計画	(H27～R6)									
伊奈町 地域福祉計画	第1期					第2期				
伊奈町高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画	第6期			第7期			(第8期)			
伊奈町 障害者計画	第2期						(第3期)			
伊奈町 障害福祉計画	第4期			第5期			(第6期)			
伊奈町 障害児福祉計画				第1期			(第2期)			
伊奈町 子ども・子育て支援事業計画	第1期					(第2期)				
伊奈町 自殺対策推進計画					(第1期)					
埼玉県 地域福祉支援計画	(H27～H29)			(H30～R2)			(R3～)			

第2章 伊奈町の地域福祉を取り巻く現状と課題

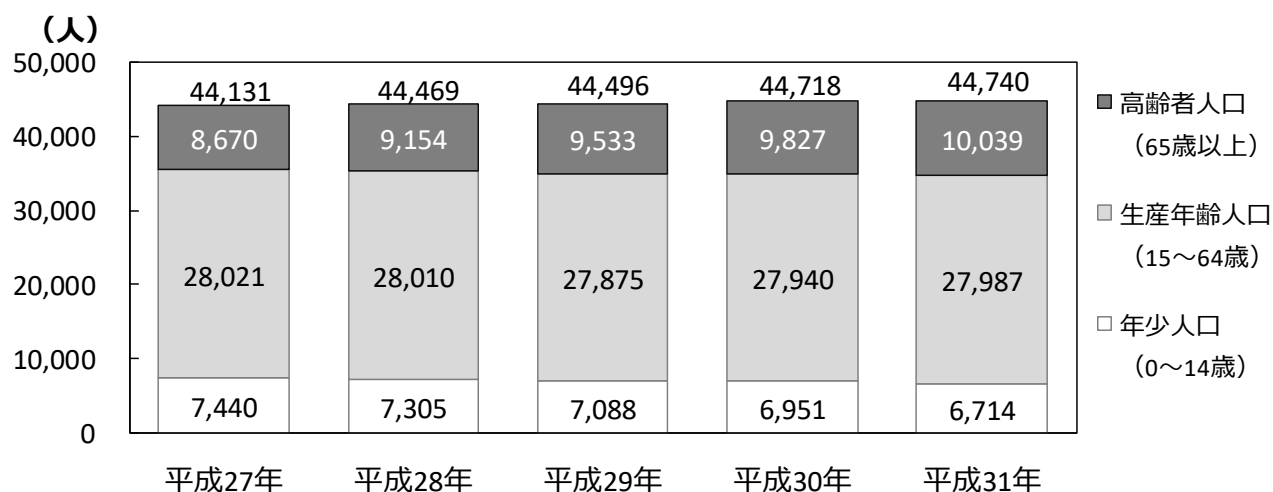
第1節 統計からみる町の状況

(1) 人口や高齢化率の状況

本町の総人口は増加が続いており、平成31年には44,740人となりましたが、年間の増加数は徐々に少なくなっており、平成30年から平成31年にかけては22名の増加に留まりました。

人口3区分別に推移をみると、平成27年から平成31年にかけて、65歳以上の高齢者人口が1,369人の増加、15～64歳の生産年齢人口は概ね横ばい、0～14歳の年少人口は726人の減少となっています。

■ 総人口と3区分別人口

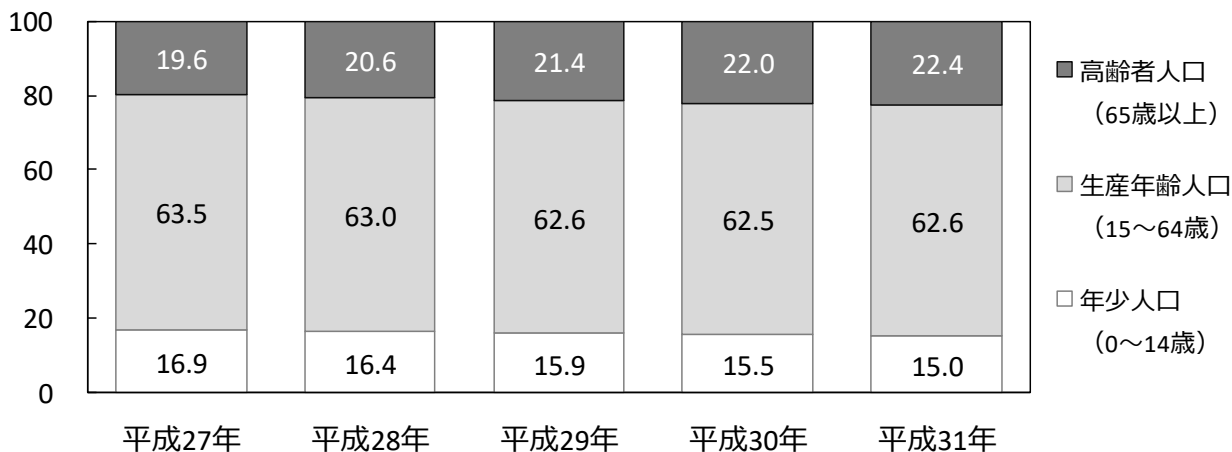


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

人口3区分の構成比をみると、平成27年から平成31年までの間で、高齢者人口（高齢化率）は2.8ポイント増加、生産年齢人口と年少人口は、それぞれ0.9ポイント、1.9ポイント減少となっています。

■人口3区分の構成比

(%)



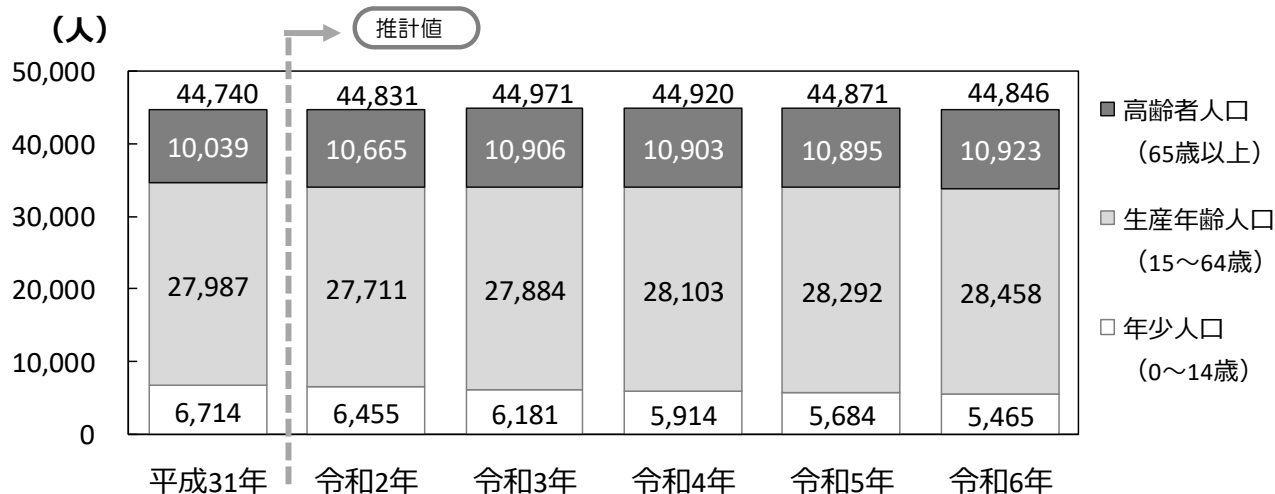
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

コーホート変化率法（※）による本町の今後5年間の人口推計では、総人口は令和3年まで増加した後ゆるやかな減少傾向に転じ、令和6年には44,846人となることが示されています。また、3区分別にみると、高齢者人口と生産年齢人口は増加、年少人口は減少し、令和6年の高齢化率は、平成31年からさらに2ポイント増加し、24.4%になると推計されています。

※コーホート変化率法

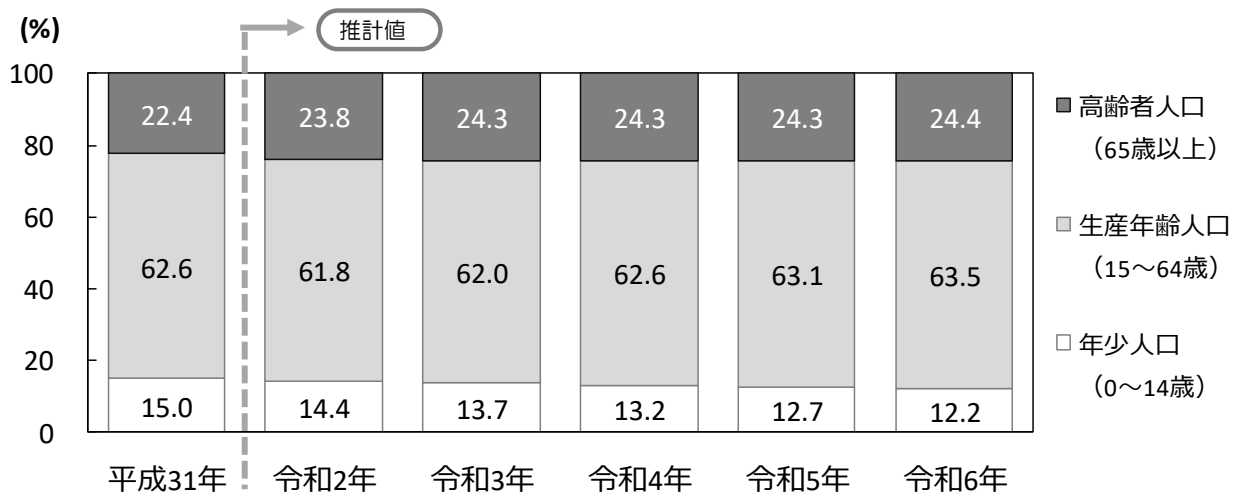
ある年の年齢別人口を基準人口とし、一定期間における変化率を求め、将来人口を推計する手法。たとえば、ある年の1歳の人がある翌年2歳となった時の変化の割合と同じ割合での変化が、次の年の1歳の人がある翌年に2歳となる時にもおこるであろうと考えて推計するものです。

■人口3区分の推計



出典：住民基本台帳より伊奈町推計（各年4月1日時点）

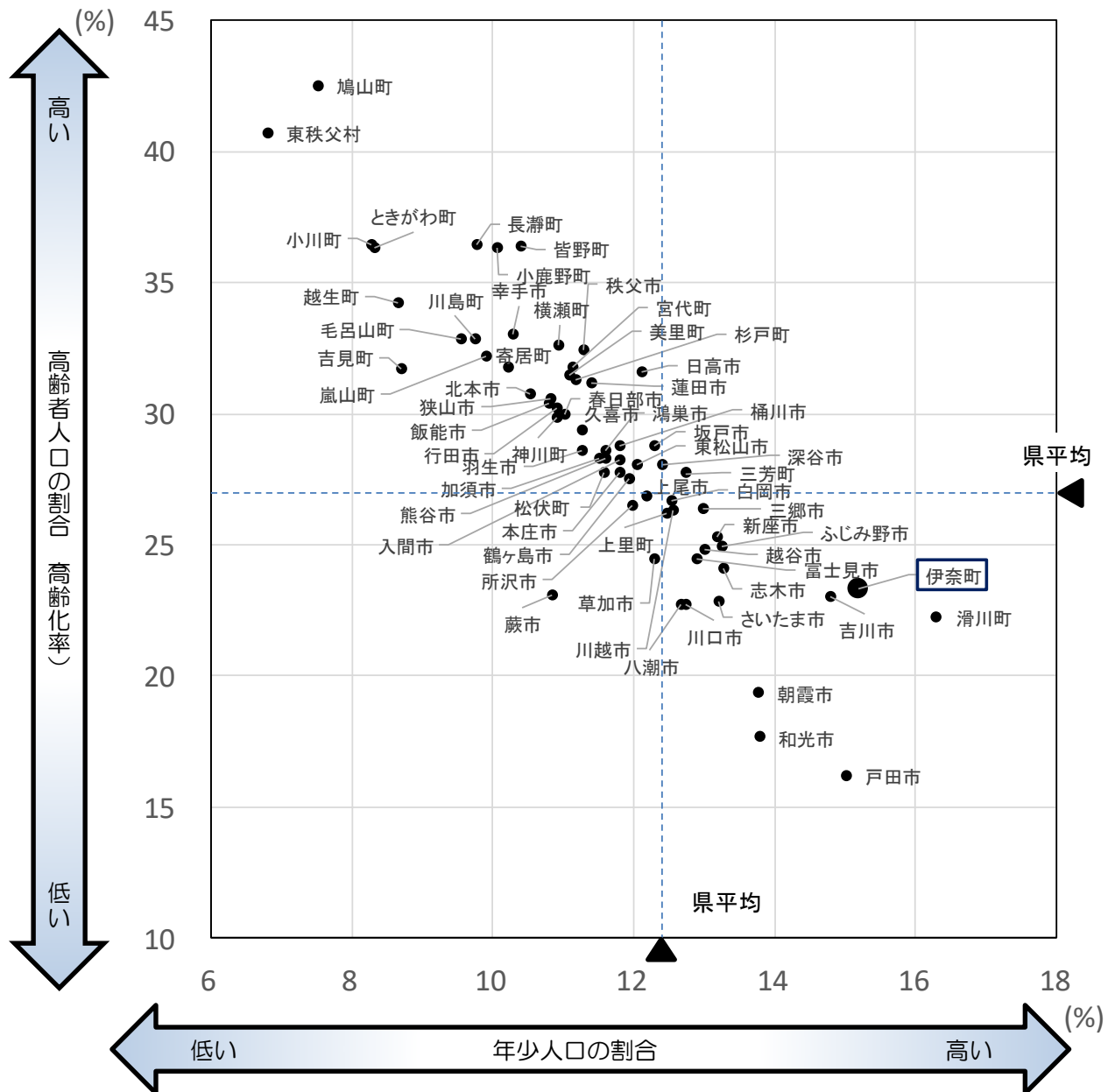
■人口3区分の割合の推計



出典：住民基本台帳より伊奈町推計（各年4月1日時点）

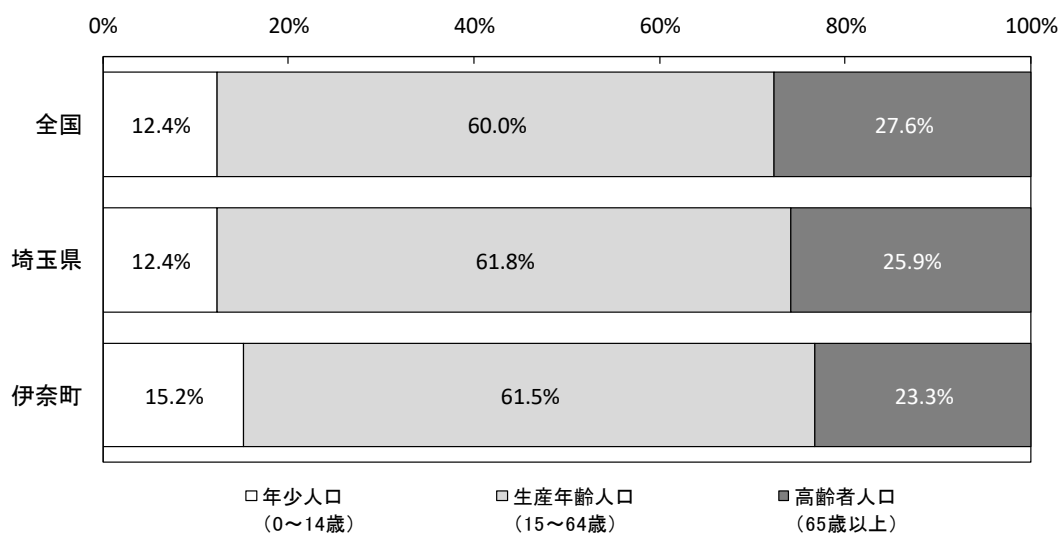
(2) 県内比較

平成31年1月1日時点での年少人口の割合と高齢者人口の割合の関係を県内の市町村の中に位置付けると、本町は年少人口の割合が県内で2番目に高く、高齢者人口の割合は県内で10番目に低い自治体であることがわかります。しかし、年少人口の割合が最も高く、高齢者人口の割合は3番目に低かった平成25年と比較すると、年少人口の割合の高さで1ランク、高齢者人口の割合の低さで7ランク後退しています。



資料：埼玉県統計課「埼玉県町（丁）字別人口調査」（平成31年1月1日時点）

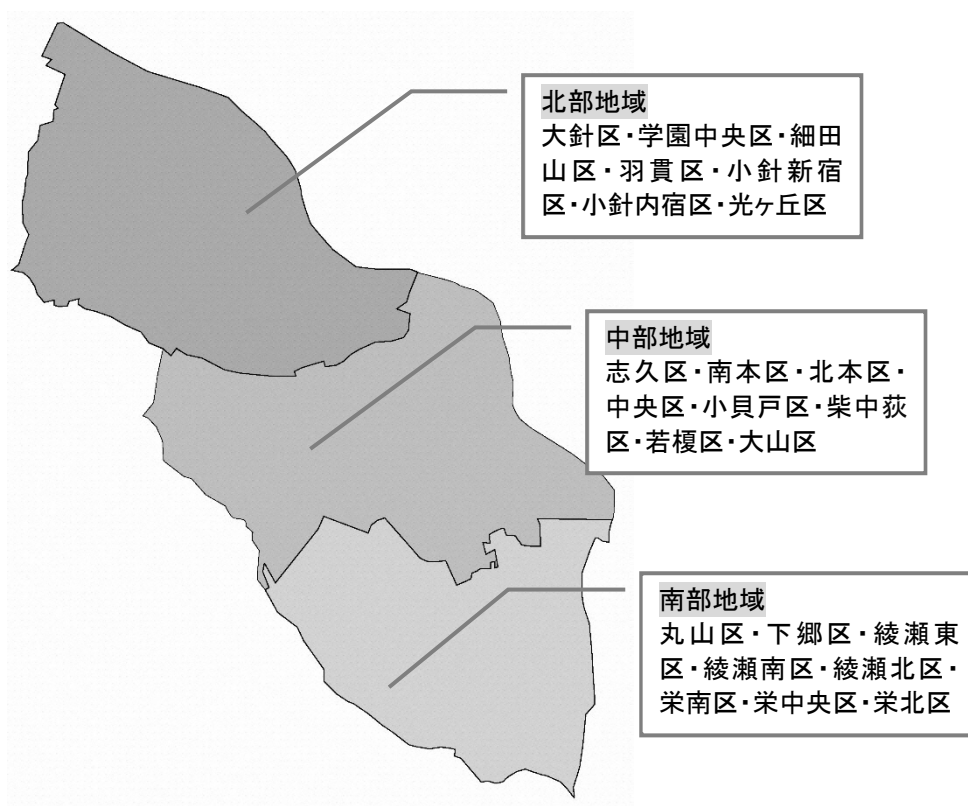
【参考】全国・埼玉県との比較



資料：県統計課「埼玉県町（丁）字別人口調査」（平成31年1月1日時点）

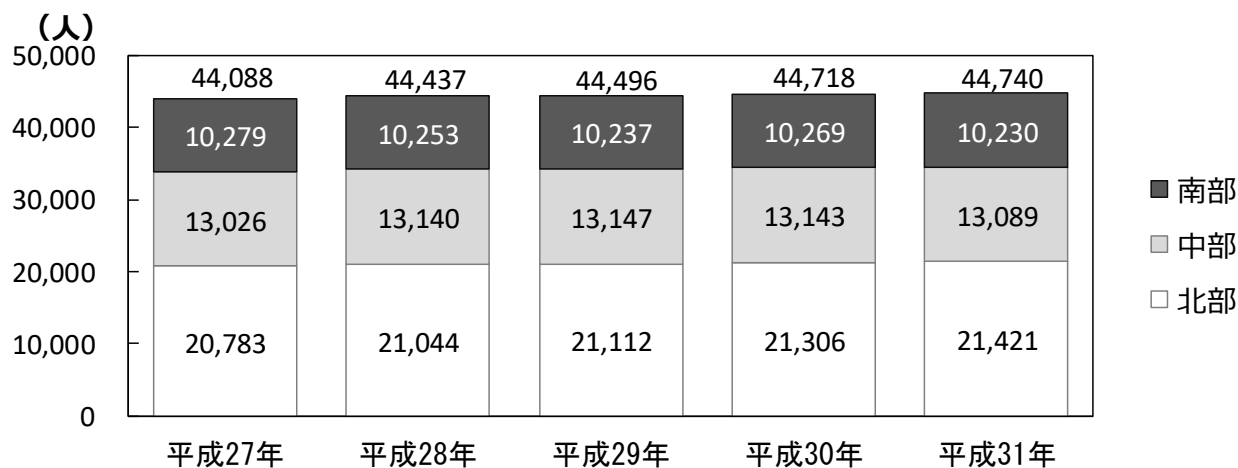
（3）地区ごとの人口

本町は、北部・中部・南部の3地区に分けると、以下のとおりとなります。



平成 27 年から平成 31 年までの人口の推移を本町の 3 地区ごとにみると、北部地区が 638 人の増加、中部地区が 63 人の増加に対して、南部地区は 49 人の減少と、北部地区での人口増加が著しいことがわかります。

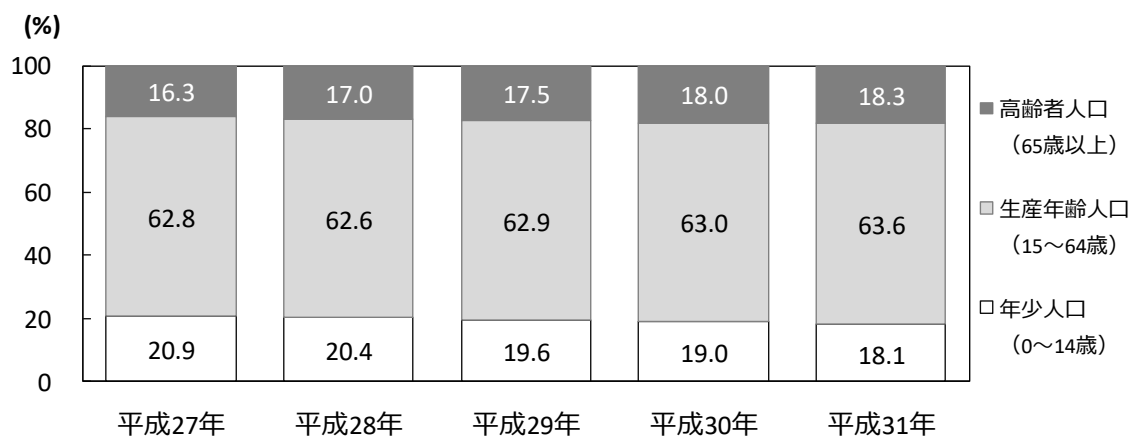
■ 3地区ごとの人口



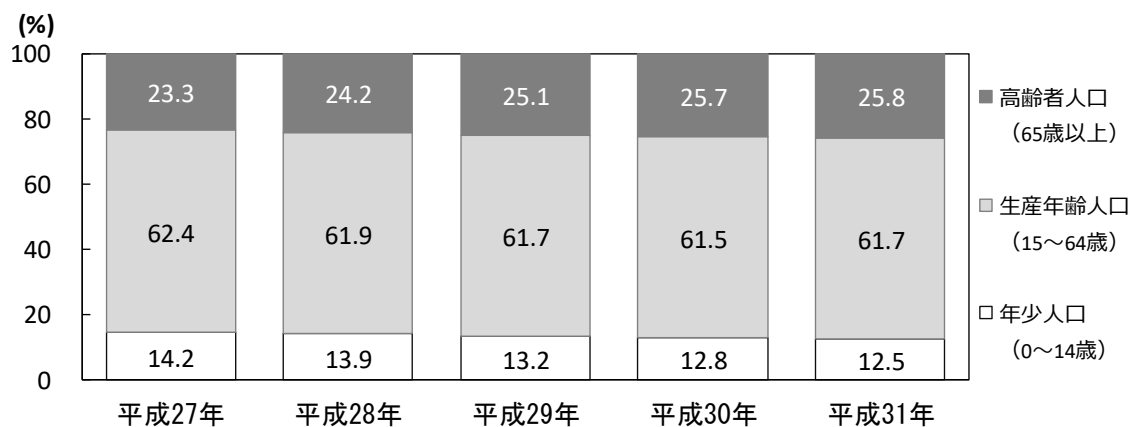
資料：住民基本台帳（平成 28 年までは 1 月 1 日時点、平成 29 年以降は 4 月 1 日時点）

また、地区ごとに人口 3 区分の構成比をみると、人口が最も増加している北部地区は年少人口の割合が 3 地区の中で最も高く、高齢者人口の割合が最も低いこと、人口が減少している南部地区は、逆に年少人口の割合が 3 地区の中で最も低く、高齢者人口の割合が最も高くなっていることがわかります。

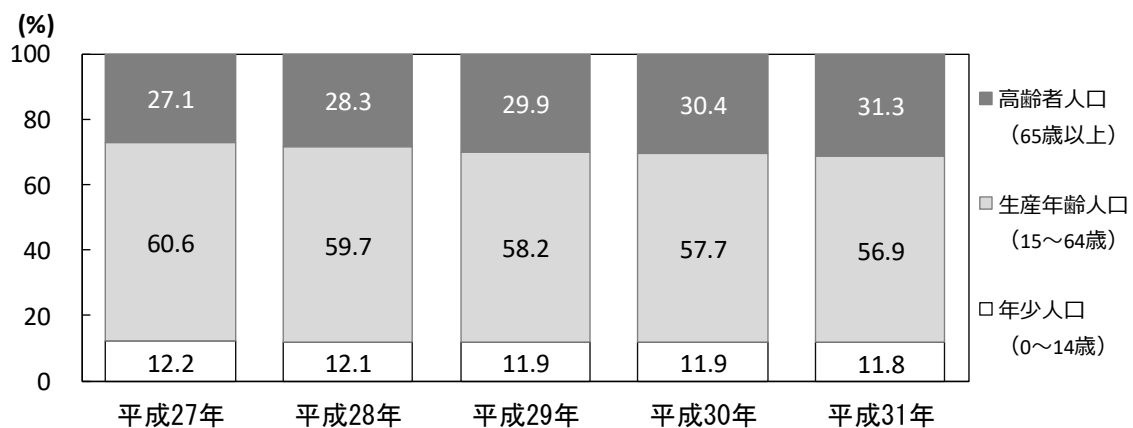
■ 北部地区



■中部地区



■南部地区

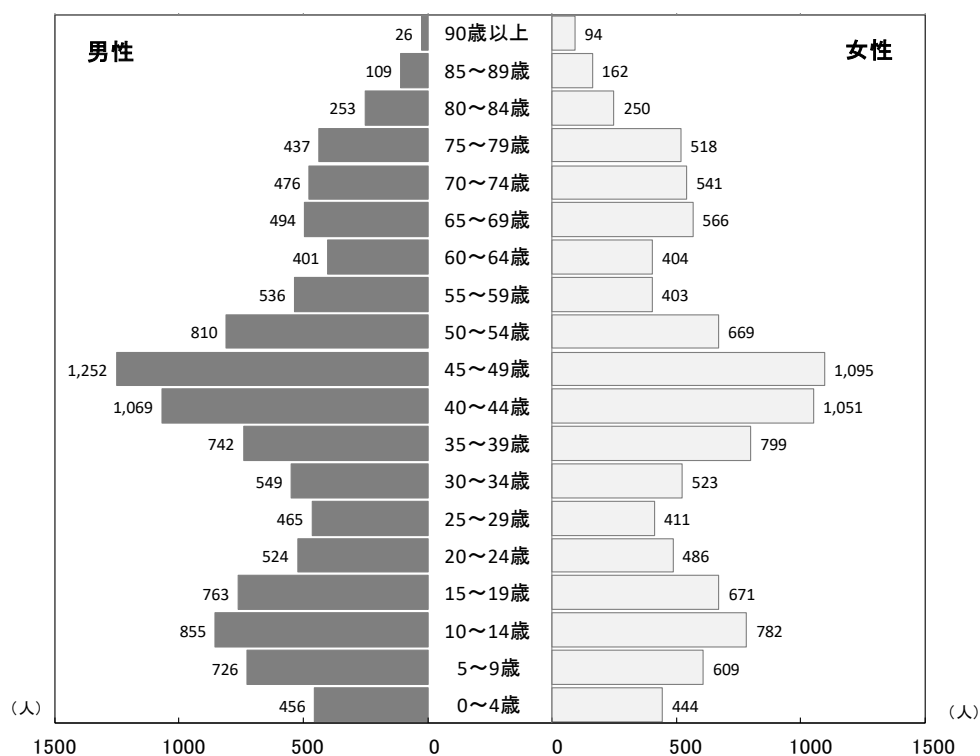


資料：住民基本台帳（平成28年までは1月1日時点、平成29年以降は4月1日時点）

3地区別に、年齢5歳区分別の人口構成（人口ピラミッド）をみると、北部地区はいわゆる「団塊ジュニア」の世代に含まれる45～49歳の年代が突出して多く、さらに「団塊ジュニアの子ども世代」の10～14歳の年代にもピークがみられています。

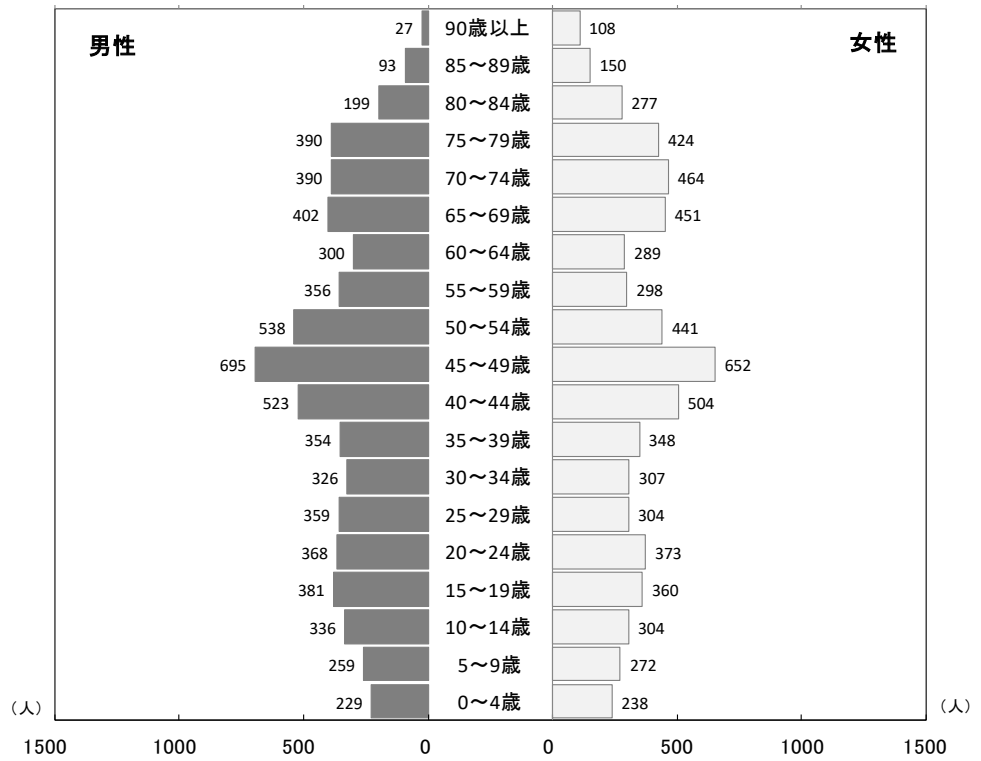
中部地区、南部地区においても北部地区と同様な分布がみられています。しかし、北部地区では70歳代を中心とした「団塊の世代」のピークが「団塊ジュニア」や「団塊ジュニアの子ども世代」よりも小さくなっていますが、中部地区では「団塊の世代」のピークは「団塊ジュニアの子ども世代」よりも大きく、南部地区では「団塊の世代」のピークは「団塊ジュニア」や「団塊ジュニアの子ども世代」のピークよりも大きくなっています。

■北部地区



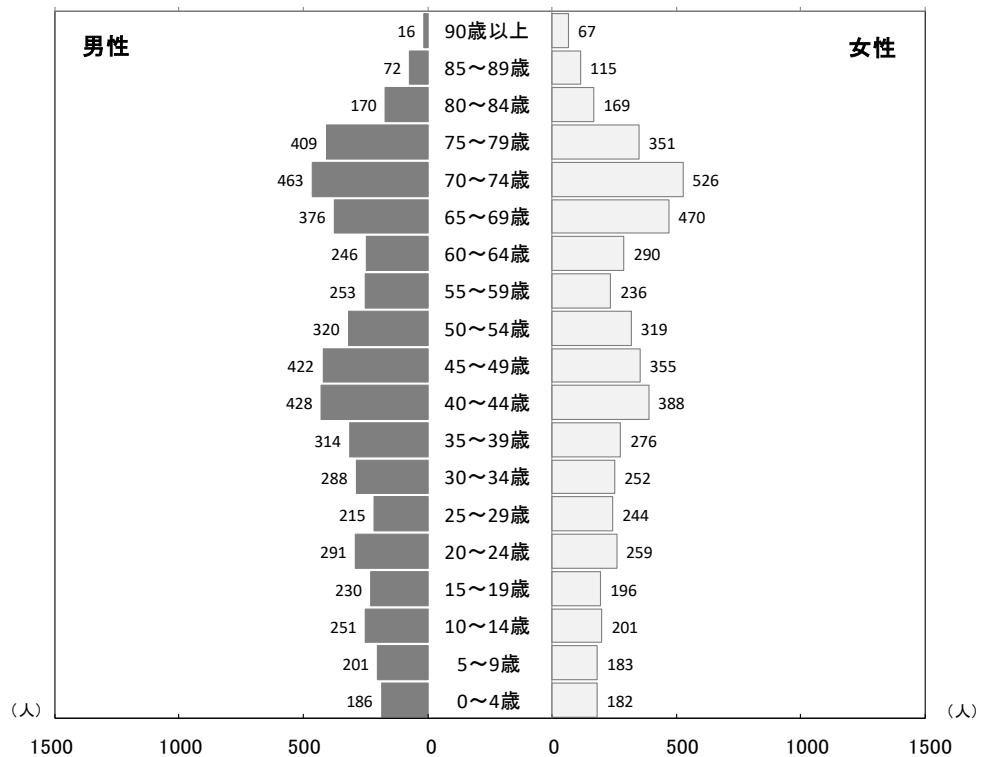
資料：住民基本台帳（平成31年4月1日時点）

■中部地区



資料：住民基本台帳（平成 31年 4月 1日現在）

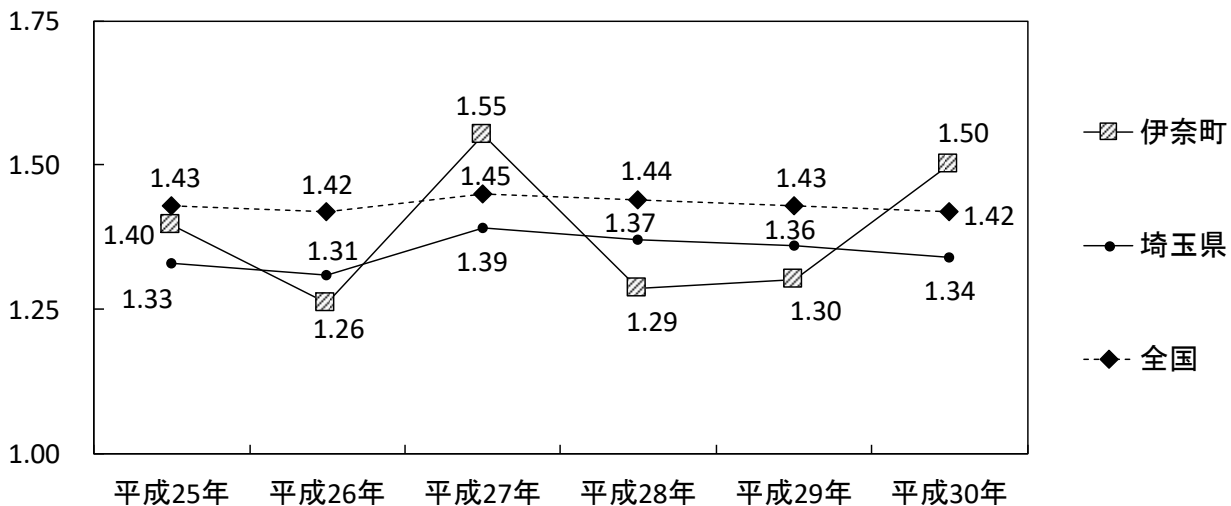
■南部地区



資料：住民基本台帳（平成31年4月1日時点）

一人の女性が生涯に産む平均の子どもの人数をあらわす合計特殊出生率について、平成25年から平成30年までの推移をみると、本町は平成27年に1.55となり全国と埼玉県を上回りましたが、平成28年と平成29年は、全国や埼玉県を下回りました。しかし、平成30年には1.50と反転し、再び全国と埼玉県を上回りました。

■合計特殊出生率



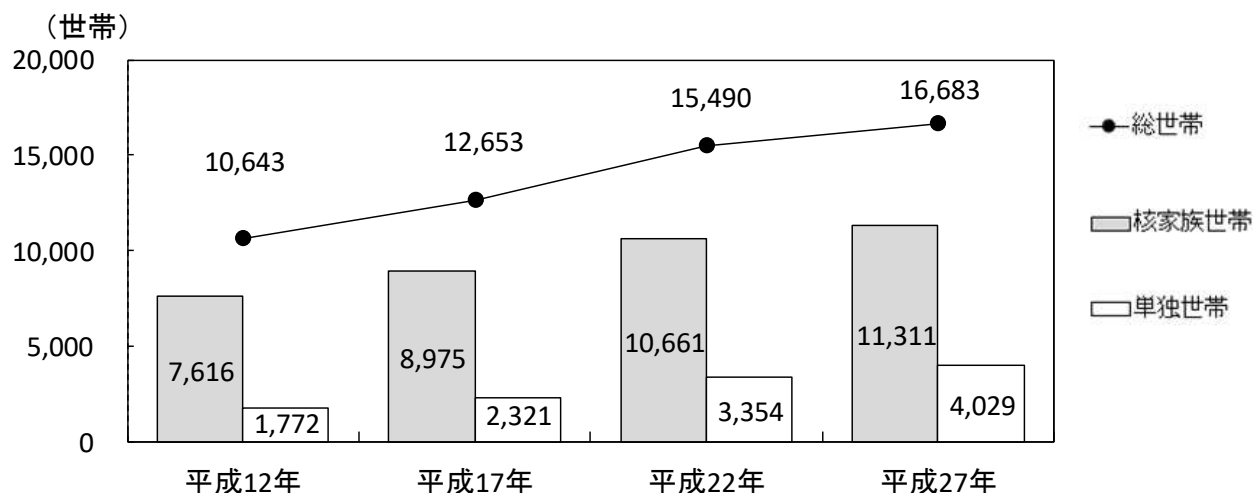
資料：埼玉県人口動態総覧

第2節 暮らしの状況

(1) 世帯の状況

世帯数は平成12年から平成27年まで、調査の度に増加していますが、平成22年から平成27年にかけての増加は、それ以前と比較してゆるやかになっています。また、単独世帯は特に伸び率が高く、平成27年の単独世帯数は、平成12年のおよそ2.3倍となっています。

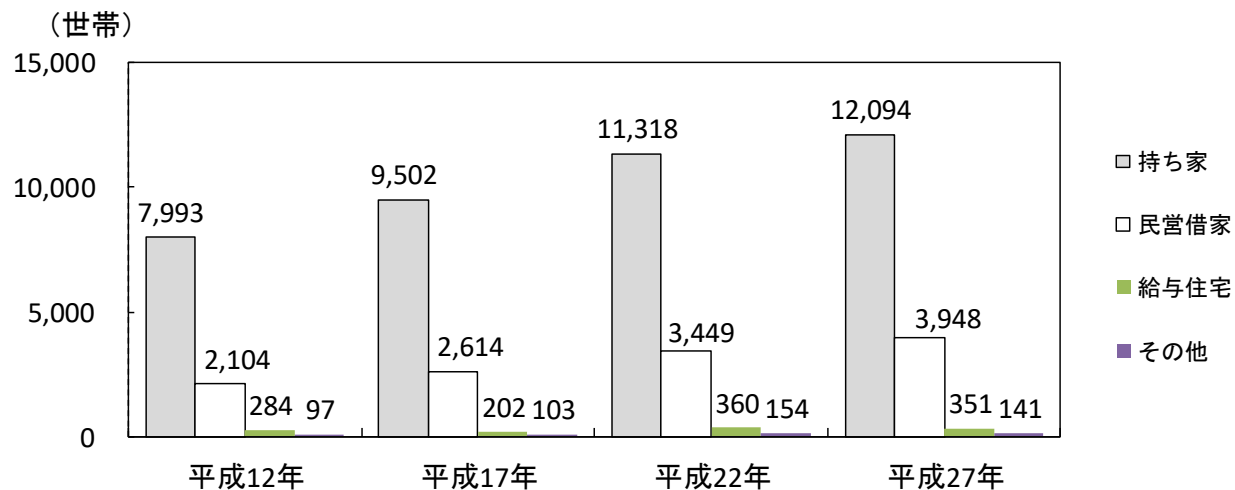
■核家族・単独世帯数



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

住宅の状況では、持ち家が世帯数及び世帯の増加数とも最も多くなっていますが、増加の割合では民営借家が最も大きくなっています。

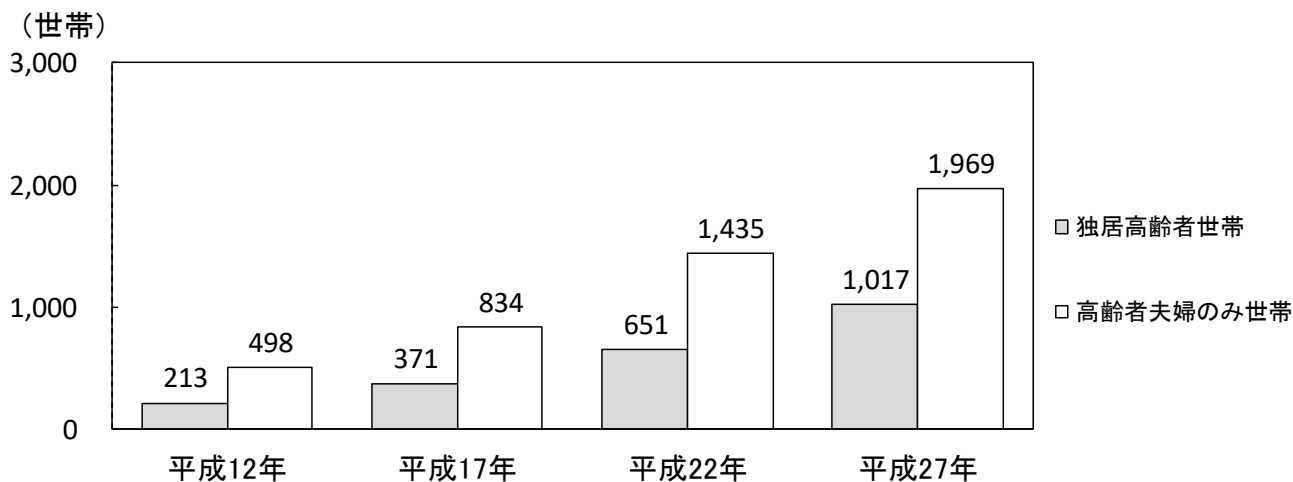
■住宅の状況



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

高齢者のみの世帯数については、独居高齢者の世帯数、高齢者夫婦のみの世帯数とも増加が続いており、平成22年から平成27年にかけて、独居高齢者の世帯は1.56倍、高齢者夫婦のみの世帯は1.37倍となっています。

■ 高齢者のみの世帯数



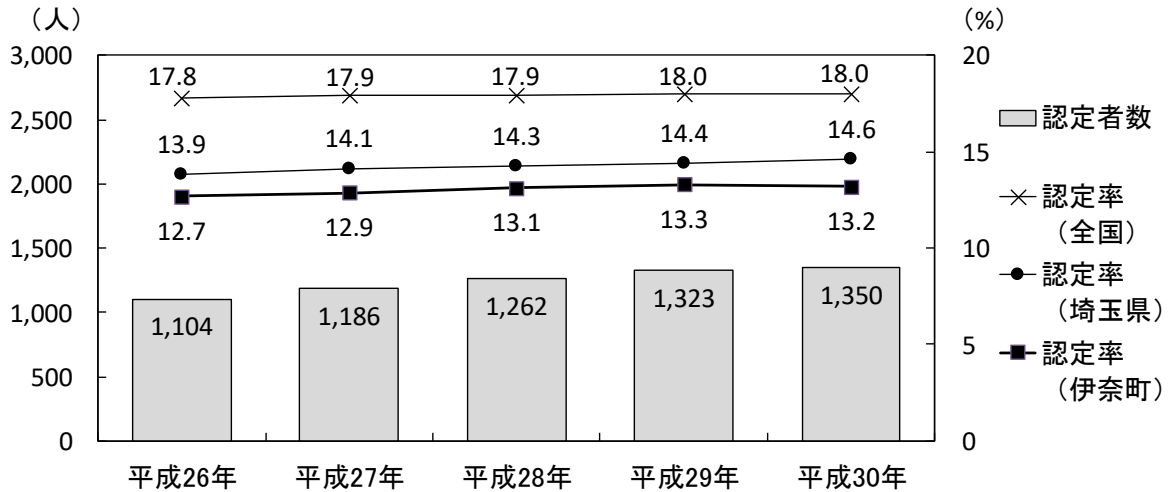
資料：国勢調査（各年10月1日時点）

※「独居高齢者世帯」とは、国勢調査における「単独世帯」かつ「65歳以上の世帯員がいる世帯」、
「高齢夫婦のみ世帯」とは、国勢調査における「夫婦のみの世帯」のうち「高齢夫婦世帯」のこと
です。

(2) 支援を必要とする人の状況

要介護（要支援）認定者の割合（認定率）は、平成26年から平成29年まで、本町、埼玉県、全国ともゆるやかに増加しました。平成30年は埼玉県が対前年で更に増加したのに対し、本町と全国は概ね横ばいとなりました。

■介護保険認定者数と認定率

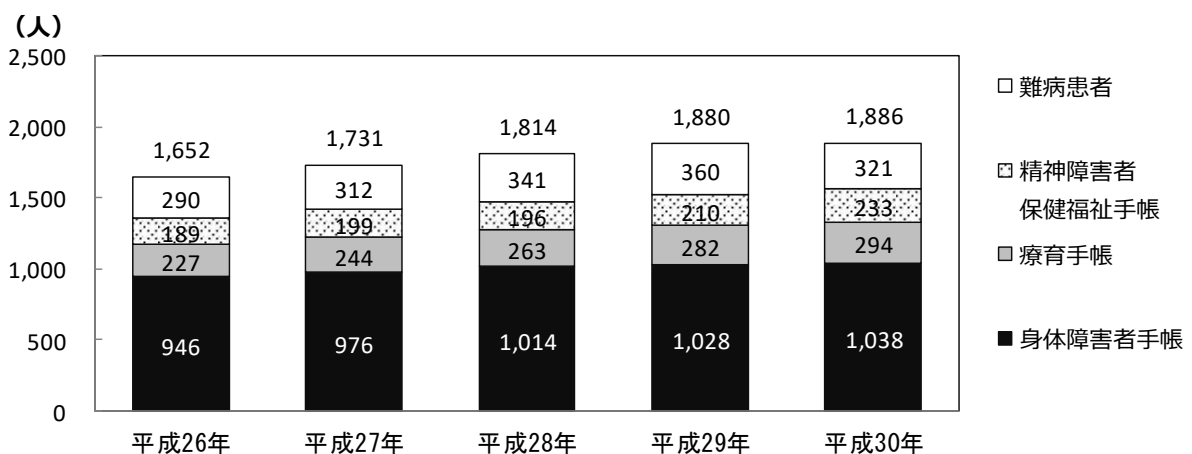


資料：介護保険事業状況報告（各年3月31日時点）

障害者手帳所持者数は近年増加傾向にあり、平成26年と平成30年を比較すると、身体障害者手帳所持者は1.10倍に対し、療育手帳所持者は1.30倍、精神障害者保健福祉手帳所持者は1.23倍と多くなっています。

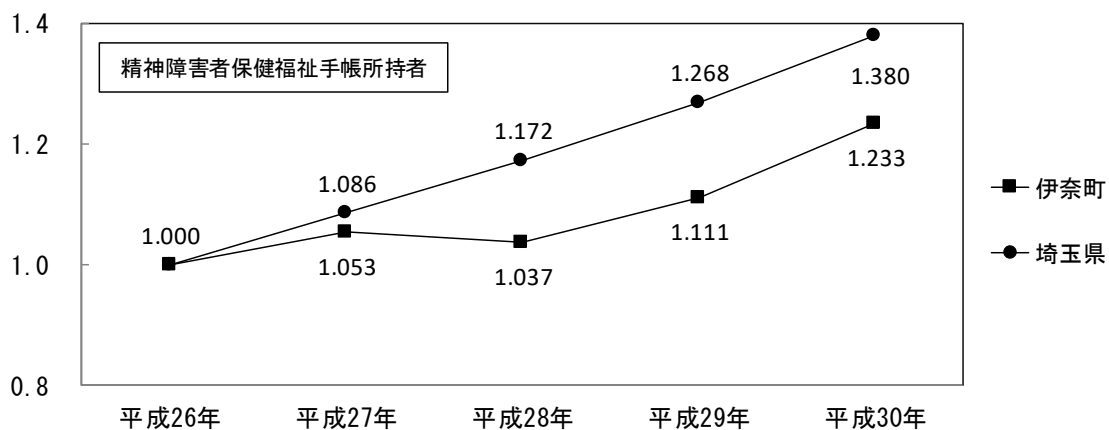
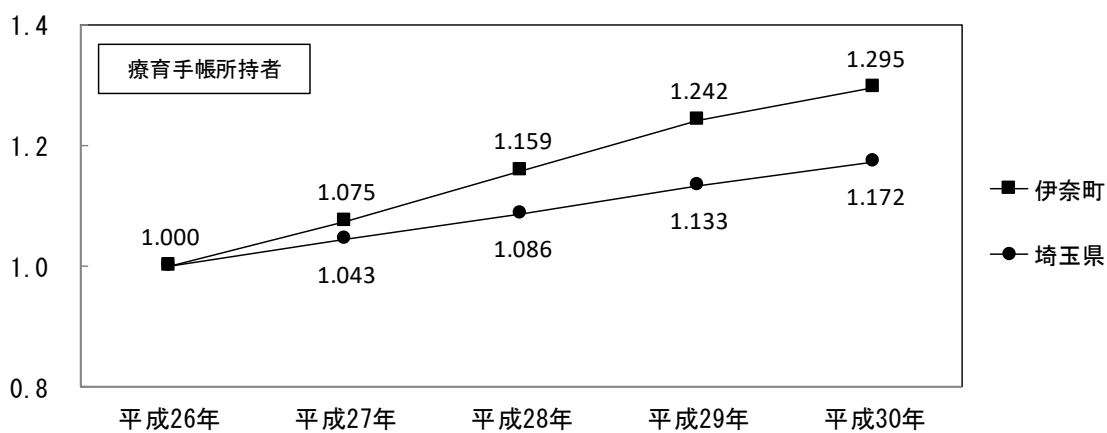
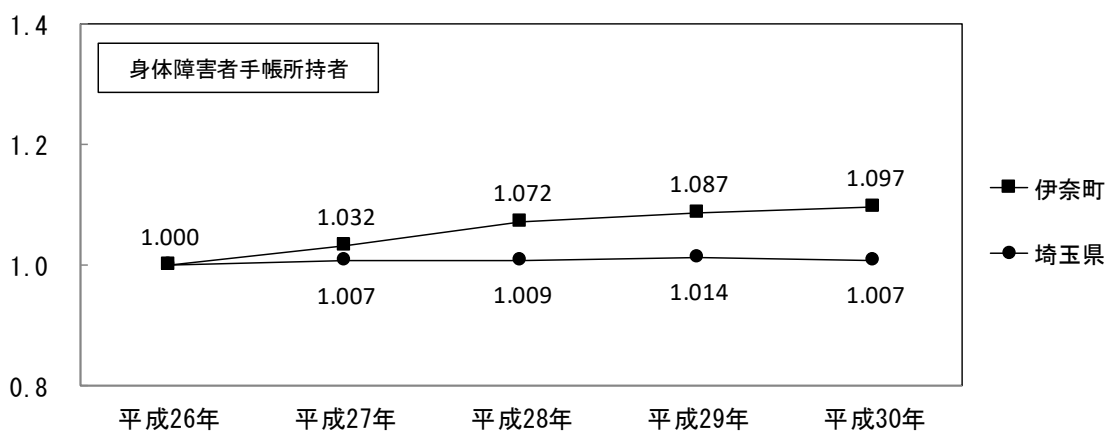
埼玉県と比較すると、身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者については本町のほうが高い一方で、精神障害者保健福祉手帳所持者については、本町のほうが低くなっています。

■障害者数



資料：伊奈町福祉課（各年3月31日時点）

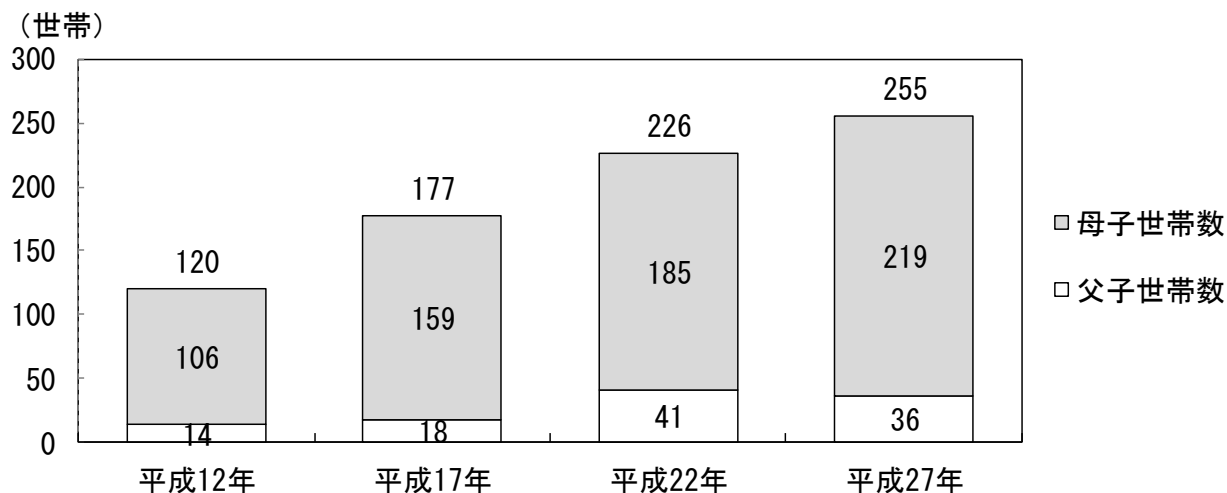
■平成26年を1としたときの障害者数



資料：伊奈町福祉課（各年3月31日時点）

ひとり親世帯数は特に母子家庭において増加傾向が続いています。平成 27 年時点で母子世帯数は 219 世帯、父子世帯数は 36 世帯となっています。

■ひとり親世帯

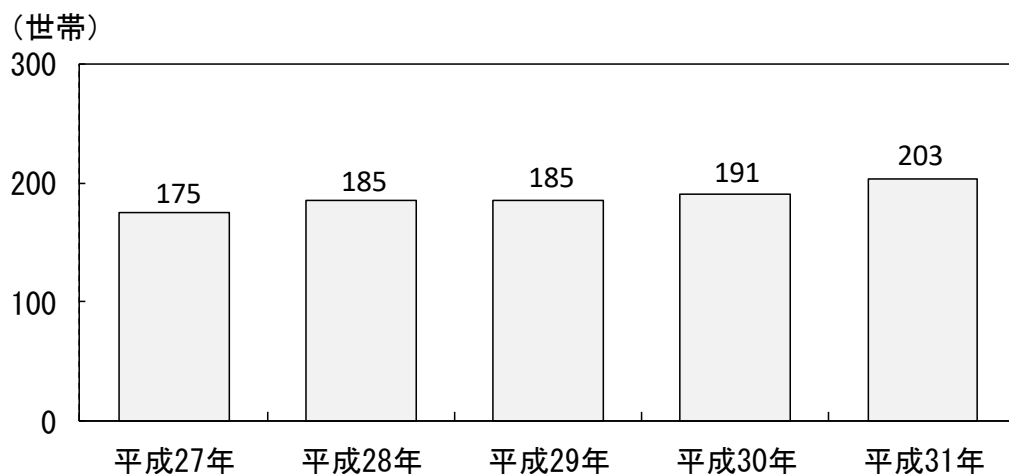


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

生活保護受給世帯数はゆるやかに増加しており、平成 31 年には 203 世帯となっています。

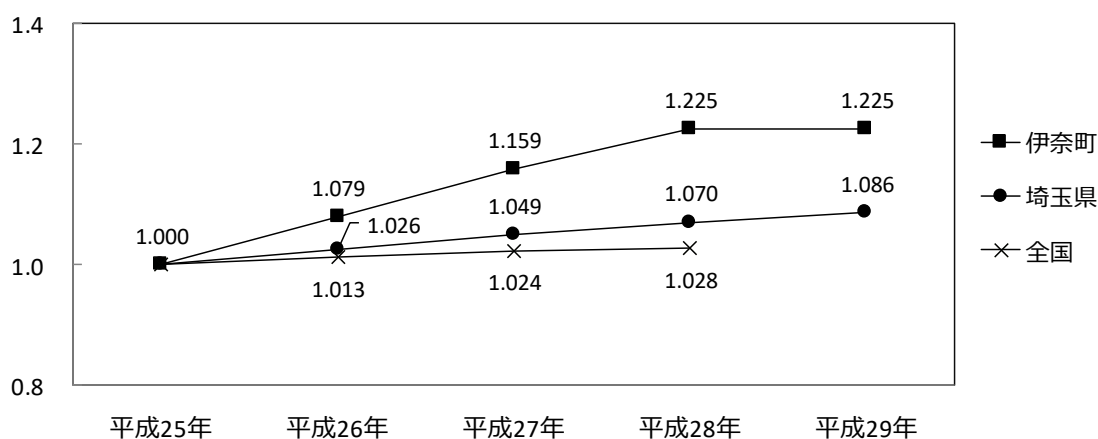
平成 25 年の生活保護受給世帯数を 1 とすると、平成 28 年の本町は 1.23 倍となり、埼玉県の 1.07 倍、全国の 1.03 倍と比較して高い倍率となっています

■生活保護受給世帯数



資料：伊奈町福祉課（各年 3 月 31 日時点）

■平成 25 年を 1 としたときの保護世帯数

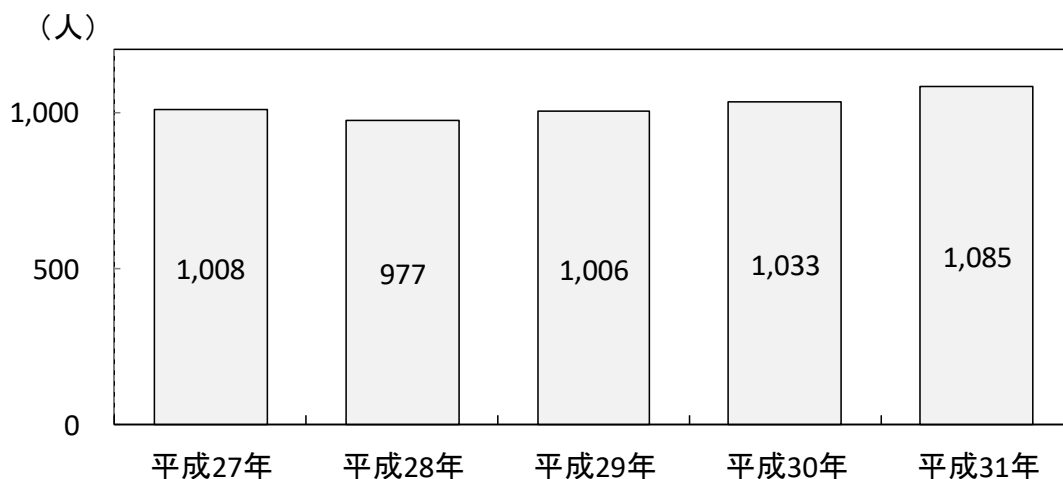


資料：伊奈町福祉課、埼玉県福祉部、国立社会保障・人口問題研究所

※埼玉県及び全国の値は、年度の月平均値

避難行動要支援者（個別計画）※登録者数は、平成 27 年から平成 29 年までは 1,000 人前後で大きな変化はありませんでしたが、その後は増加傾向となり、平成 31 年には 1,085 人に達しました。

■避難行動要支援者（個別計画）登録者



資料：伊奈町福祉課（各年4月1日時点）

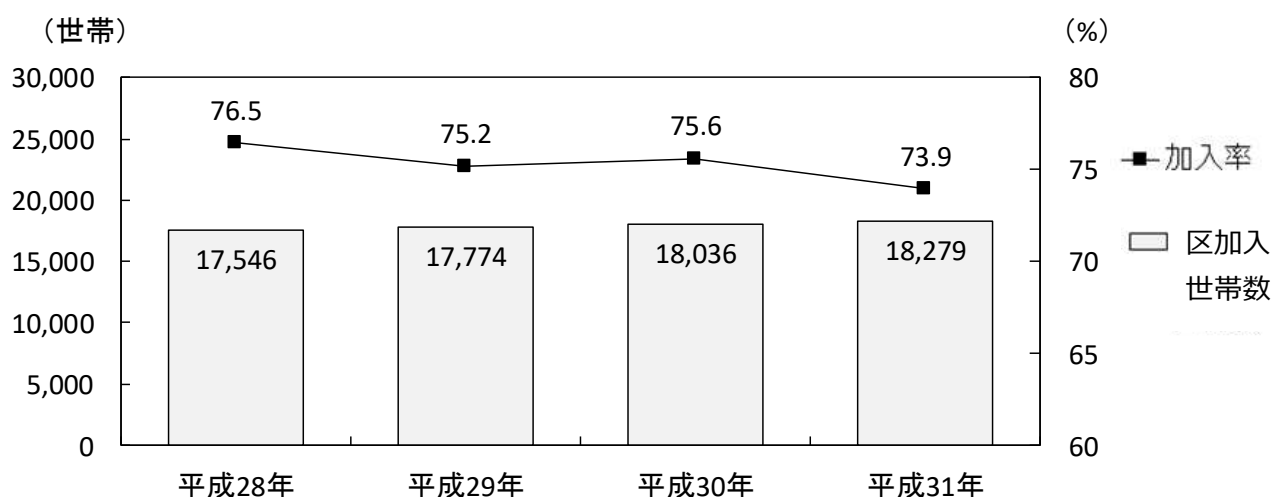
※避難行動要支援者（個別計画）

避難支援を希望する方の住所・氏名・配慮してほしいこと・緊急連絡先などの情報をまとめたもので、災害発生時に自ら避難することが困難な人（避難行動要支援者）で、地域の人による避難支援を希望する人が福祉課に登録します。「個別計画」と登録した人の名簿は、区、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会に提供されます。

第3節 地域の状況

本町の区への加入世帯数は徐々に増加しており、平成31年は18,279世帯となっています。一方、加入率は低下傾向にあり、平成31年は73.9%と、4世帯に1世帯以上が区に加入していません。

■区への加入世帯数と加入率



資料：伊奈町生活安全課（各年1月1日時点）

本町の長寿クラブ会員数は減少傾向にあり、平成31年は748人と平成27年と比較して91人減少しました。また、ボランティアセンターの登録者数については、平成27年以降、年による増減はあるものの、全体的には個人、団体とも増加傾向にあり、平成31年は個人登録者122人、団体登録者219人となっています。

■伊奈町長寿クラブ連合会

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
単会数	16	15	15	15	15
会員数	839	807	793	782	748

資料：伊奈町福祉課（各年5月1日時点）

■伊奈町ボランティアセンター

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
登録者数	個人	96	101	112	105	122
	団体	210	229	220	217	219
	合計	306	330	332	322	341
登録団体数		11	12	12	12	14

資料：伊奈町社会福祉協議会（各年3月31日時点）

第4節 町民の意識

(1) 各アンケート調査結果からみえる現状

過去に実施された以下の町民アンケートの中から、地域福祉に関係する町民の意識がうかがえる結果を示します。

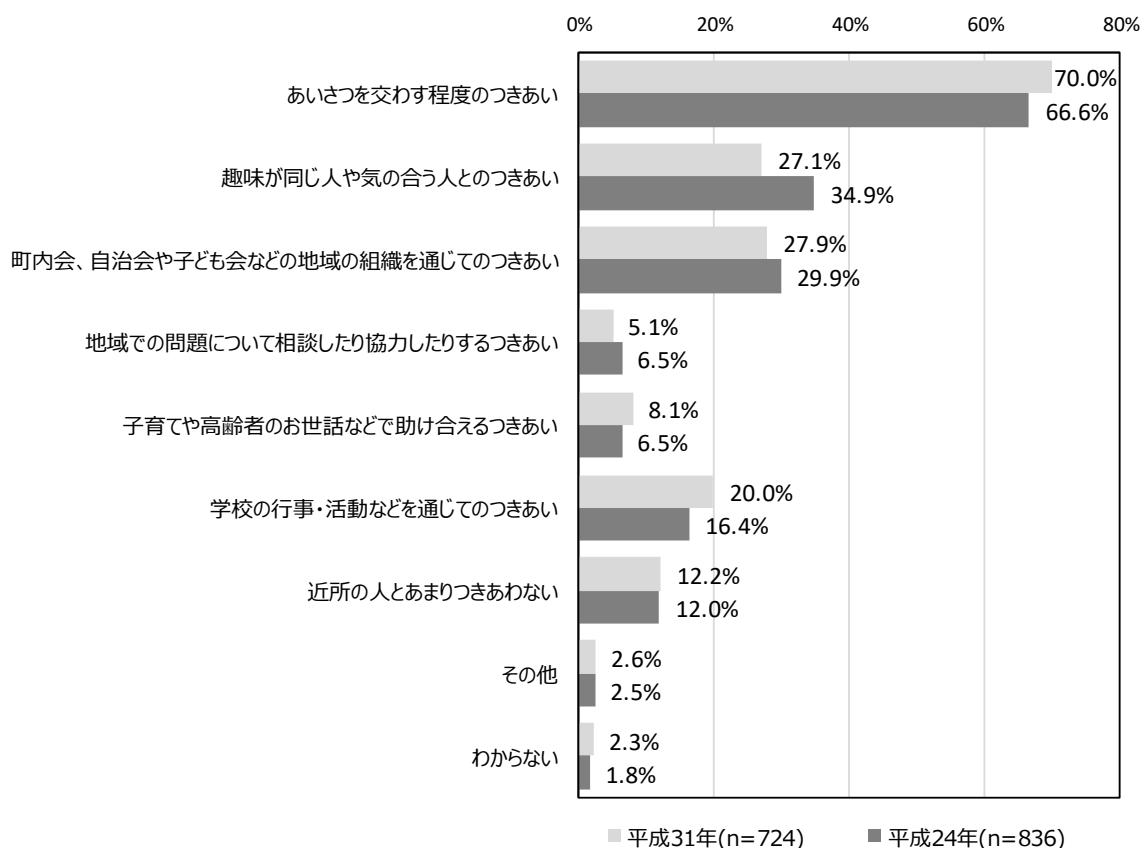
- ① 伊奈町総合振興計画アンケート（平成 24、31 年）
- ② 伊奈町高齢者保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画アンケート（平成 29 年）
- ③ 伊奈町第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画アンケート（平成 29 年）
- ④ 子ども・子育て支援に関するアンケート（平成 30 年）

■地域でのおつきあいの程度

地域でのおつきあいの程度は、「あいさつを交わす程度のつきあい」が最も多く、平成 31 年の調査では 70.0%と、平成 24 年の調査よりも 3.4 ポイント増加しており、近所づきあいの希薄化が進んでいる傾向が伺えます。

現在、地域でどのようなおつきあいをしていますか。（3つまでの複数回答）

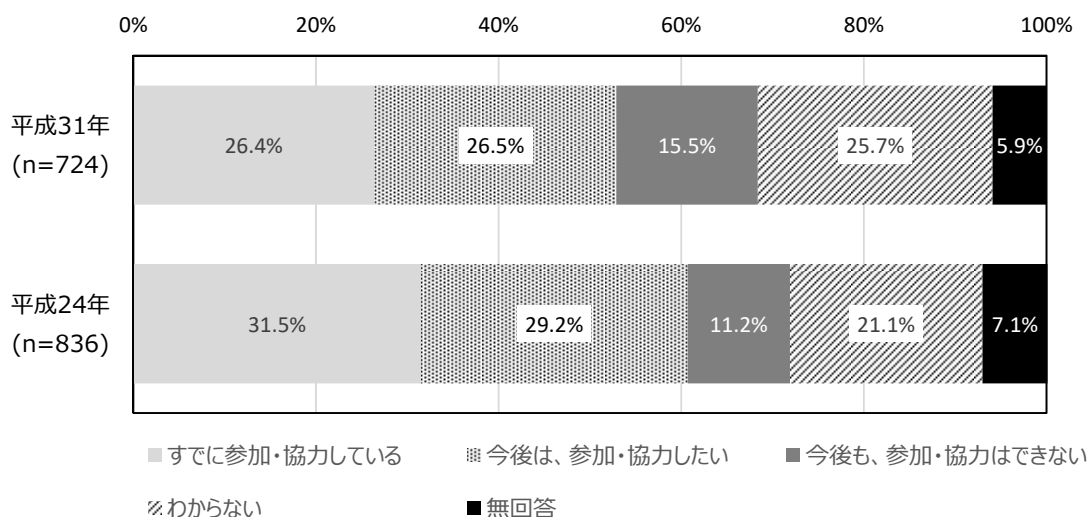
【伊奈町総合振興計画アンケート（平成 24・31 年）】



■まちづくり活動への参加

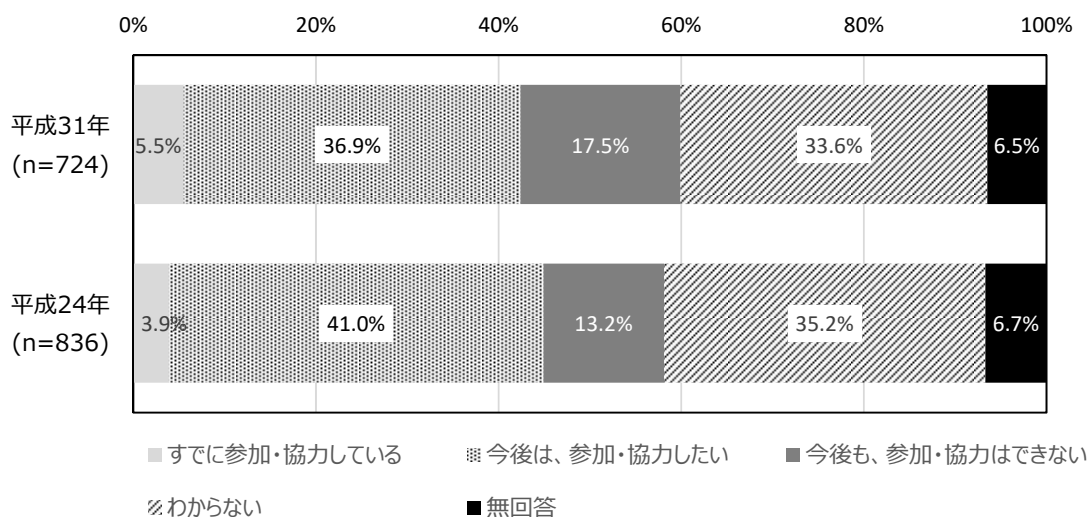
町内会や自治会、子ども会などの地域活動に「すでに参加・協力している」人は 26.4% で、平成 24 年から 5.1 ポイント減少しました。また、「今後は、参加・協力したい」との回答も 26.5% と平成 24 年よりも 2.3 ポイント減少しています。

町内会・自治会・子ども会などの地域活動への参加の状況（単数回答）
【伊奈町総合振興計画アンケート（平成 24・31 年）】



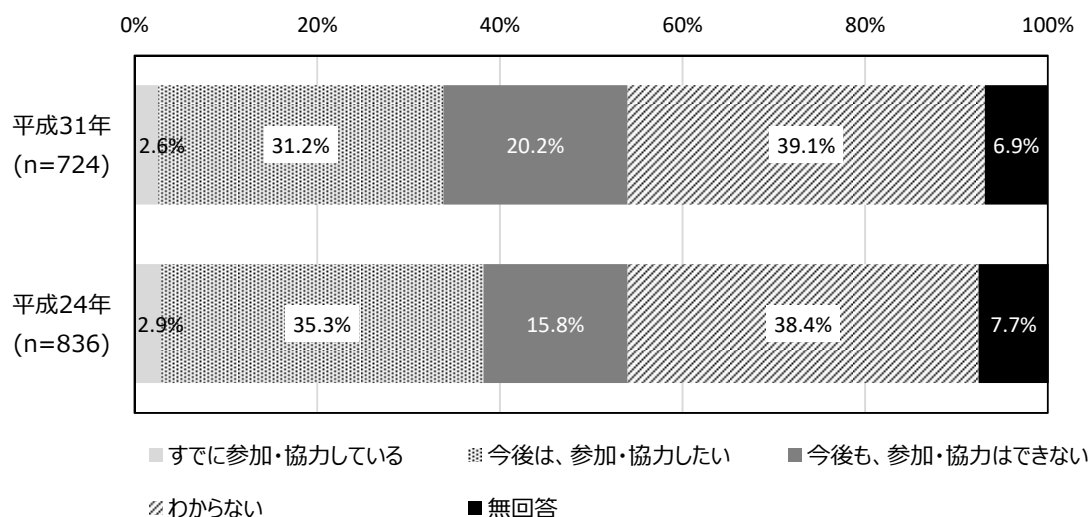
高齢者の生活支援に「すでに参加・協力している」人は 5.5% で、平成 24 年よりも 1.6 ポイント増加しましたが、「今後は、参加・協力したい」との回答は逆に 4.1 ポイント減少しています。

高齢者の生活支援への参加状況（単数回答）
【伊奈町総合振興計画アンケート（平成 24・31 年）】



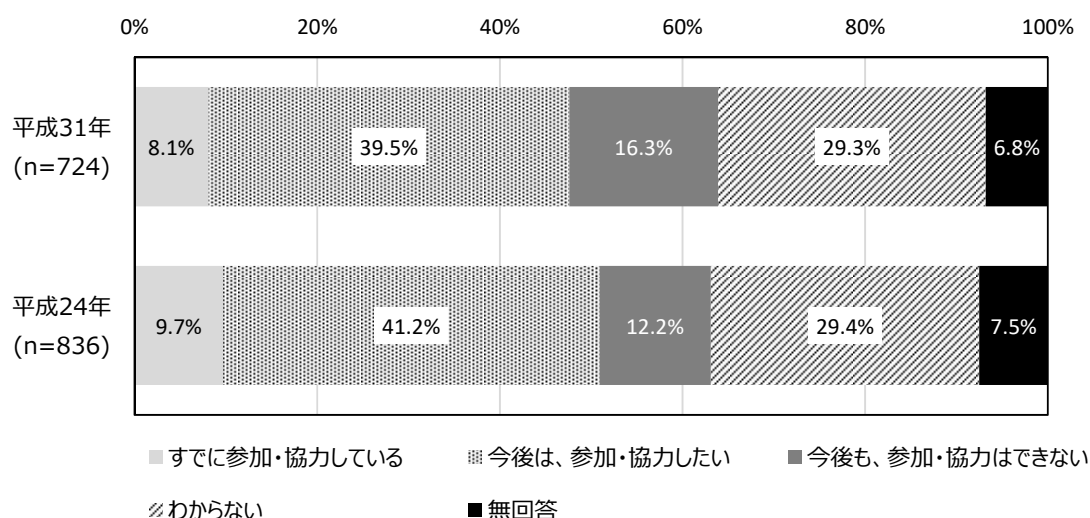
障がい者の生活支援に「すでに参加・協力している」人は平成31年と平成24年とで大きな変化はありませんが、平成31年の「今後は、参加・協力したい」との回答は、平成24年よりも4.1ポイント減少しています。

障がい者の生活支援への参加状況（単数回答）
【伊奈町総合振興計画アンケート（平成24・31年）】



地域の子育て支援に「すでに参加・協力している」人は8.1%で、平成24年よりも1.6ポイント減少しました。また、「今後は、参加・協力したい」との回答も39.5%と平成24年よりも1.7ポイント減少しています。

地域での子育て支援への参加状況（単数回答）
【伊奈町総合振興計画アンケート（平成24・31年）】

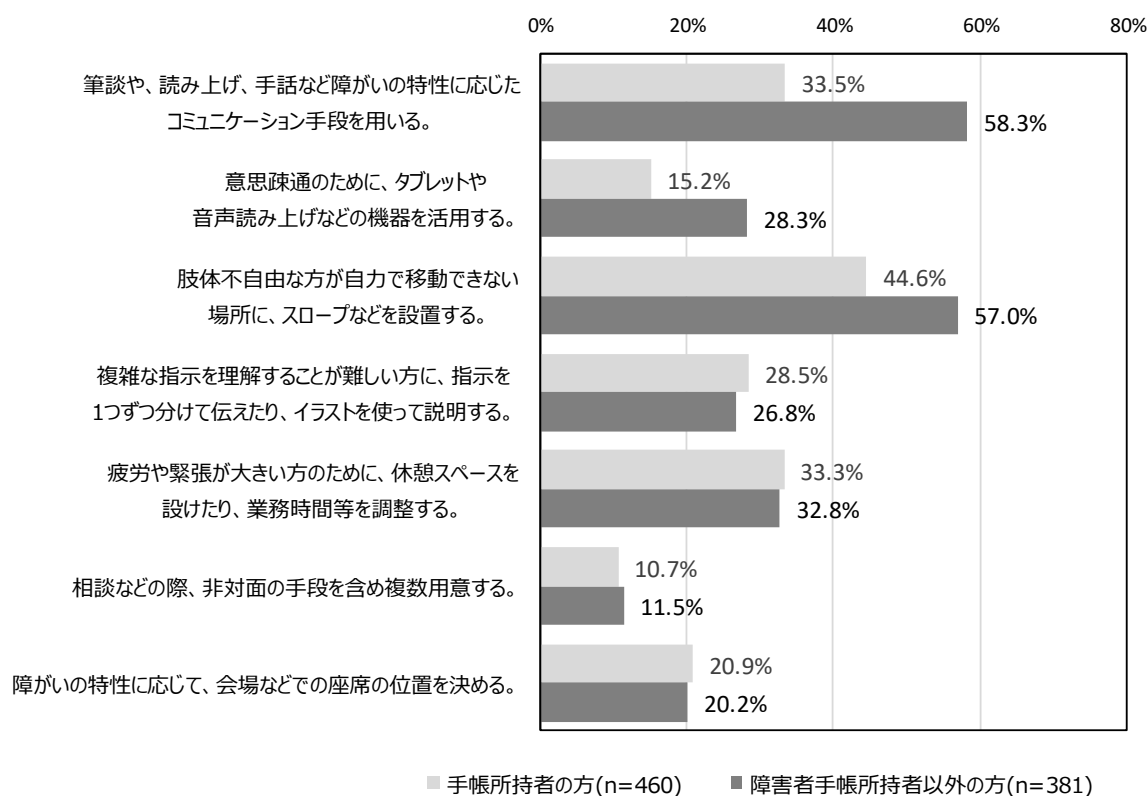


■障がいのある人への配慮や高齢者が望むこと

障がいのある人に対して重要と思う配慮について、障害者手帳所持者の方では「肢体不自由な方が自力で移動できない場合に、スロープなどを設置する」「筆談や、読み上げ、手話など障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を用いる」「疲労や緊張が大きい方のために、休憩スペースを設けたり、業務時間等を調整する」の回答が多くなっています。一方、障害者手帳所持者以外の方の回答でも同じ項目の回答割合が高くなっており、町民の方の障がいのある人への配慮の内容は、比率は異なりますが、障がいのある人の希望と合っているといえます。

あなたは、障がいのある人に対してどのような配慮が重要だと思いますか。（3つまでの複数回答）

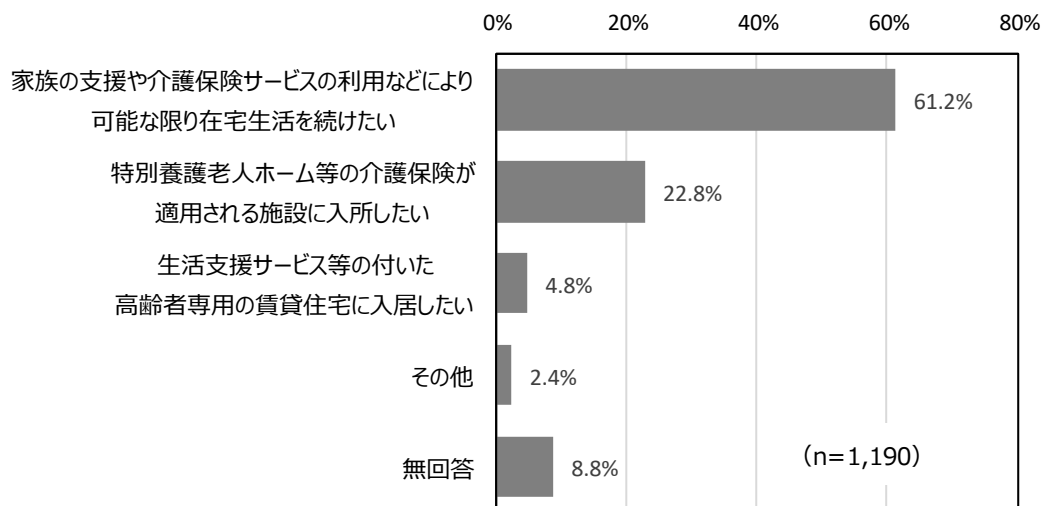
【伊奈町第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画アンケート（平成29年）】



また、高齢者が住み慣れた地域で自立した在宅生活を続けていくことが困難な身体状況になった場合の希望については、「家族の支援や介護保険サービスの利用などにより可能な限り在宅生活を続けたい」との回答が61.2%と最も多くなっています。

住み慣れた地域で自立した在宅生活を続けていくことが難しい身体状況になった場合、どのようなことを望みますか。(単数回答)

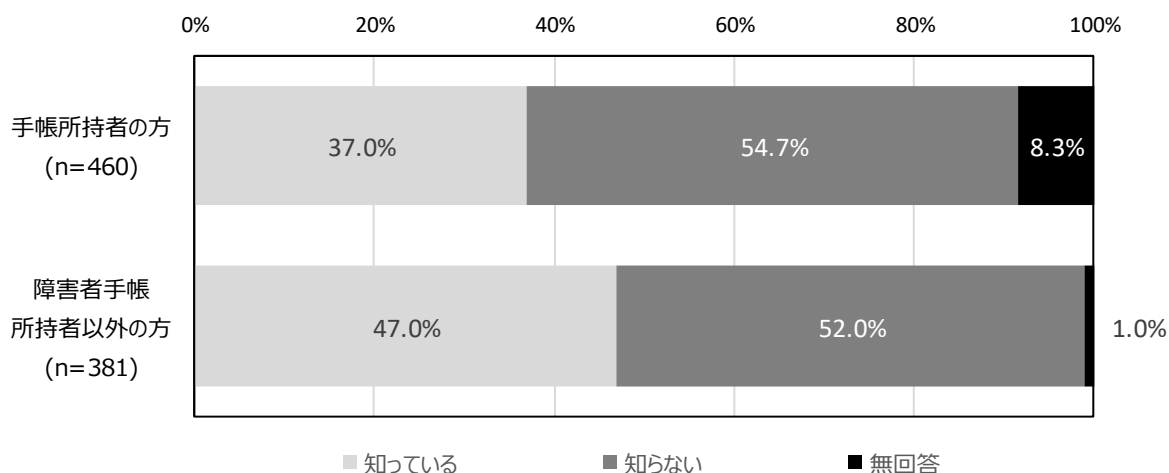
【伊奈町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画アンケート（平成29年）】



■福祉に関する考え方や法律についての認知度

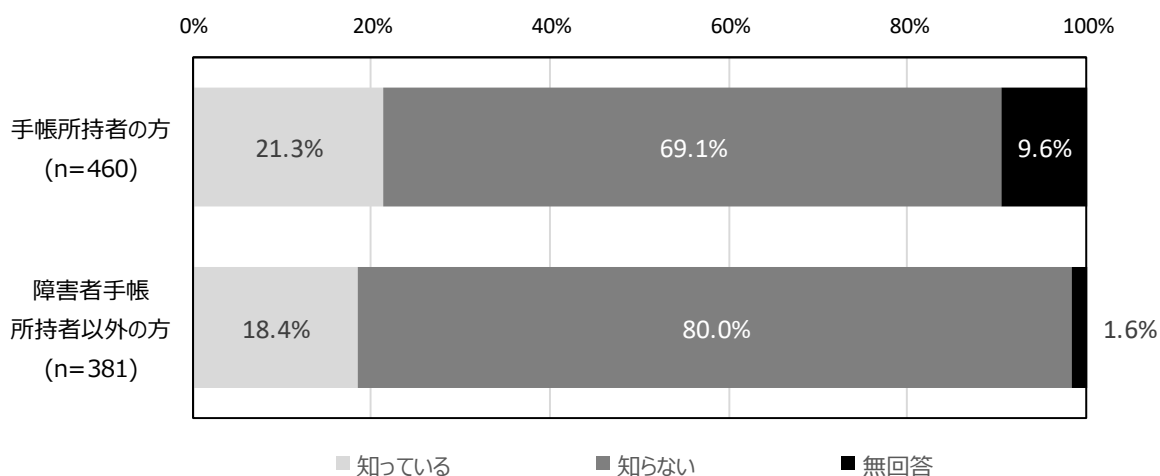
「共生社会」の考え方については、障害者手帳所持者の方、障害者手帳所持者以外の方ともに、半数以上の方が「知らない」と回答しています。

あなたは、「障がいのある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支えあって暮らす」ことを目指す「共生社会」という考え方を知っていますか。(単数回答)
【伊奈町第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画アンケート(平成29年)】



障害者差別解消法については、障害者手帳所持者の方の69.1%、障害者手帳所持者以外の方の80.0%が「知らない」と回答しています。

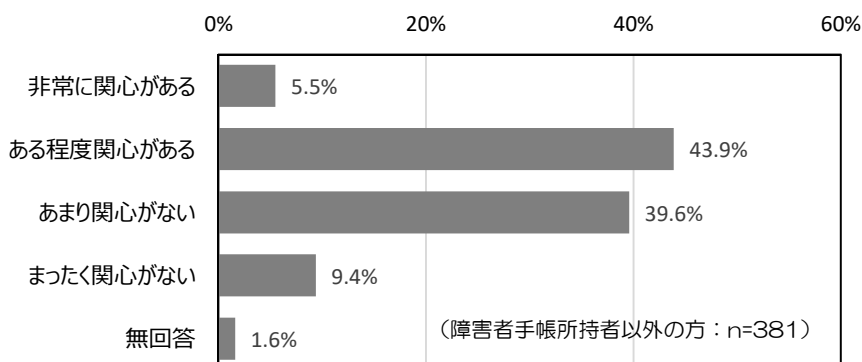
平成28年4月1日より施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」について知っていますか。(単数回答)
【伊奈町第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画アンケート(平成29年)】



■ ボランティア活動について

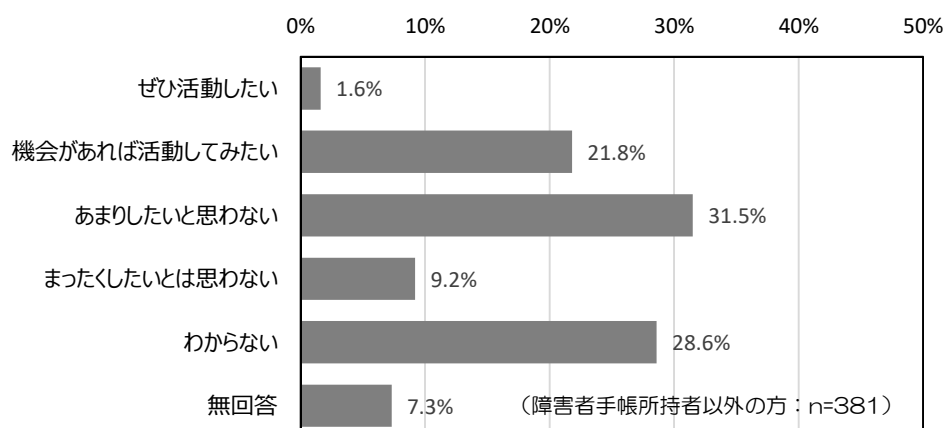
障害者手帳所持者以外の方で福祉に関するボランティア活動に「非常に興味がある」「ある程度興味がある」と回答した人は 49.4%、「あまり興味がない」「まったく興味がない」と回答した人は 49.0%で、興味がある人とない人の割合はほぼ同じです。

福祉のボランティア活動に興味がありますか。(単数回答)
【伊奈町第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画アンケート(平成29年)】



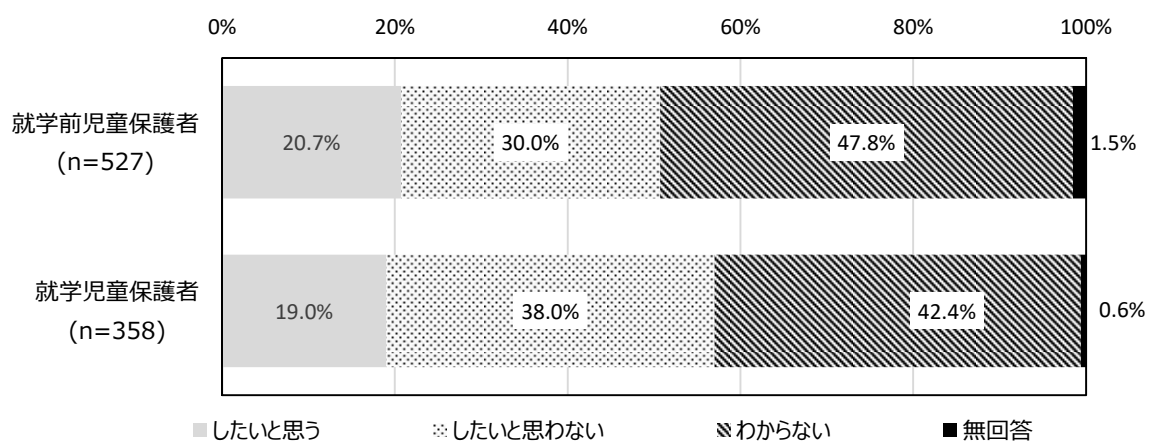
障害者手帳所持者以外の方で福祉に関するボランティア活動を「ぜひしたい」「機会があればしてみたい」と回答した人は 23.4%、「あまりしたいと思わない」「まったくしたいとは思わない」と回答した人は 40.7%です。

今後(今後も)福祉のボランティアをしたい(し続けたい)と思いますか。(単数回答)
【伊奈町第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画アンケート(平成29年)】



子育ての経験をいかして子育て支援のボランティア活動を「したいと思う」人は、就学前児童保護者、就学児童保護者とも 20%前後、「したいと思わない」人は、就学前児童保護者が 30.0%、就学児童保護者が 38.0%です。「わからない」との回答が 40%以上となっています。

子育ての経験をいかして、子育ての手助け（支援）のボランティア活動をしてみたいと思いますか。（単数回答）
 【子ども・子育て支援に関するアンケート（平成 30 年）】



(2) 町民会議からみえる現状

本計画策定にあたり「町民会議」を開催して地域の住民の方の意見を幅広くうかがいました。寄せられたご意見の概要は以下のとおりです。

対 象	現状又は課題	地域でできること
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・問題のある方の情報がない ・独りで生活し、気持ちが沈むことがある（話せば元気になることも） ・元気に過ごせていない人がいる 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつや、声のかけあいをする ・おせっかいをする ・いつでも気軽に話せるようにする ・気持ちが出せる所をつくる（電話等） ・居場所・横のつながりを作る ・コミュニケーションまたは健康づくりの場としてグラウンドゴルフ等を実施する ・高齢者の学びの場をつくる
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者がいる ・子どもの集まれる場がないあっても知られていない ・子育て経験が少なく、子育てに悩む人がいる ・子どもの遊び方の多様化に対応できていない ・コミュニケーションが難しく、孤立している親がいる ・子どもが少ない ・子ども会が衰退している（児童クラブや保育園で過ごす子どもが増えている） 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士、声をかけ合う ・買物の時に、下校する子どもを気にかける（下校時間がわかれば） ・コミュニケーションが取れる場や機会の情報を届ける ・イベントや習い事など、いろいろな情報を届ける ・子どもが小さい時から親同士がつながる ・学校とのつながりをしっかりする
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者のいる家庭への理解が十分でない ・家族の判断でサービスから孤立している人がいるのではないか ・災害時、移動に困る障がい者がいると思う ・支援を必要とする人の所在が把握できていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の中で障がいのある方をキヤッチする ・近所の方が気にかけて、声をかける

これらのご意見を踏まえて、伊奈町第2期地域福祉計画に向けたまちづくりの方向性と事業は次のとおりとします。

1 健康でいきいきと暮らせる「まち」

- 健康長寿教室
- 介護予防事業（ロコラジ体操、認知症予防教室）
- 生きがいづくり
- 介護教室
- 健康づくり講座

2 地域で支え合い助け合う「まち」

- 居場所づくり、集いの場づくり
- 避難行動要支援事業
- ふれあいいいきいきサロン
- 地域食堂（子ども食堂）
- 買い物支援事業
- 雪かき応援事業

3 誰もが笑顔で安心して暮らせる「まち」

- お年寄り世帯見守りたい
- 終活支援事業
- 権利擁護（成年後見制度）
- 徘徊支援事業
- 民生委員による一人暮らし高齢者訪問事業
- ふれあい収集事業

4 福祉の心を育み、思いやりのある「まち」

- 障害者差別解消法の周知
- 伊奈町人と人をつなぐ手話言語条例の周知・啓発
- 認知症サポーター養成

第5節 地域福祉の視点からみた伊奈町の課題

- ◇ 総人口に占める高齢者の割合が、今後も徐々に増加します。また、町内の地区ごとの高齢化率にばらつきがあります。
増加する高齢者、独居や高齢者のみの世帯を対象とした施策を、地区ごとの高齢化率の違いを踏まえ、推進する必要があります。
- ◇ 要介護（要支援）認定者、障害者手帳所持者、ひとり親世帯（母子世帯）、生活保護受給世帯、避難行動要支援者（個別計画）登録者など、支援を必要とする人が年々増加しています。その人らしい尊厳をもった生活が続けられるよう、それぞれの状況に応じた支援が必要です。また、要介護（要支援）認定者においては、重度化防止に取り組む必要があります。
- ◇ 地域活動の基礎となる区への加入率が低下傾向です。定住志向の薄い方への加入の働きかけとともに、高齢のため役を果たせないと考え、区を脱会する人に対する支援・対策を検討する必要があります。
- ◇ 高齢人口の増加に反して、長寿クラブの会員数が減少しています。高齢でも就労を続ける人が増えていることが背景にあるといわれますが、会員世代の人へのヒアリング等を通じて減少の原因を探るとともに、人と人との気軽に交流できる環境をつくる必要があります。
- ◇ アンケート結果から、近所づきあいの希薄化や地域活動に参加したい人の減少がみられます。また、ボランティアの登録者数は増加傾向ですが、アンケートではボランティアに関心があっても、実際の活動につながっていない人がいます。地域での福祉活動の重要性について、さらなる周知が大切です。
- ◇ 「共生社会」の考え方や障害者差別解消法についての理解が町内に浸透するよう、さらなる周知活動が必要です。

第3章 計画が目指す方向性

第1節 基本理念

第1期計画では、すべての住民のつながりと支え合いによって、安心して暮らすことのできる伊奈町を基本理念としました。この理念は、平成30年に施行された改正社会福祉法に先行して、「地域共生社会」の構築を地域づくりの方向性とするものとなっています。従って、第2期伊奈町地域福祉計画においても、計画の基本理念は継承することとします。

■伊奈町第2期地域福祉計画の基本理念

すべての住民がつながり、支え合う、安心して暮らせる伊奈町

第2節 基本方針

基本理念のもと、「まちづくりの方向性」を踏まえ、第2期計画の基本方針を以下のとおり設定します。この基本方針は、第1期計画を継承するものです。

- 1 コミュニケーションが豊富で助け合える地域づくり
- 2 支援を必要とする方の支援体制づくり
- 3 福祉サービスを適切に利用できる仕組みづくり

第3節 計画の体系

すべての住民がつながり、支え合う、安心して暮らせる伊奈町

まちづくりの方向性

- 1 健康でいきいきと暮らせる「まち」
- 2 地域で支え合い助け合う「まち」
- 3 誰もが笑顔で安心して暮らせる「まち」
- 4 福祉の心を育み、思いやりのある「まち」

基本方針 1

コミュニケーションが豊富で助け合える地域づくり

(1) 福祉教育・啓発の充実

(2) 交流機会の創出

(3) ボランティア活動の推進

基本方針 2

支援を必要とする方の支援体制づくり

(1) 孤立予防に向けた見守りの充実

(2) 日常生活の支援

(3) 防犯・防災対策

基本方針 3

福祉サービスを適切に利用できる仕組みづくり

(1) 情報発信の充実

(2) 相談支援

(3) 権利擁護

(4) 各種サービスの質の向上

第4章 施策の展開

基本方針 1 コミュニケーションが豊富で助け合える地域づくり

(1) 福祉教育・啓発の充実

現状と課題

すべての住民が、お互いを尊重し思いやる心と、助け合いや支え合いの意識を持つことは、地域福祉を推進するための基盤となるものですが、平成 31 年の総合振興計画アンケートの結果では、高齢者や障がい者への生活支援や子育て支援に参加・協力したいと考える人が平成 24 年よりも減少傾向にあります。また、「共生社会」の考え方を知っている人は半数に届いておらず、障害者差別解消法を知っている人も、2 割程度に留まっています。

「共生社会」の実現に向けて、地域福祉について、また人権についての理解を町内でさらに浸透させるために、教育や学習を通じた啓発が必要となっています。

目指す地域の姿

地域の中で助け合い・支え合う地域福祉の心を、みんなで育てる地域

【町民会議】

まちづくりの方向性 4 福祉の心を育み、思いやりのある「まち」

取り組み

●町の取り組み

取り組み	具体的な内容
人権教育や福祉教育・学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none">・町民や町内企業向けの人権研修会等を実施します。・総合的な学習の時間で手話研修等を実施します。・認知症サポーター養成講座を実施します。
地域福祉の考え方についての啓発	<ul style="list-style-type: none">・ホームページや SNS を活用して、地域福祉の考え方の周知を図ります。・広報紙に民生委員特集や手話特集を掲載します。

●町民や地域の取り組み

町や社会福祉協議会が主催する各種講演会や講習会に参加します。

各地区の自主防犯組織による子どもの見守り活動から少しずつ発展させ、積極的にあいさつが交わせる関係をつくります。

各地区の夏まつりなどのイベントをきっかけとして、地域の人とたくさん話し、コミュニケーションをとります。



(2) 交流機会の創出

現状と課題

安心して暮らせるまちでは、人と人との気軽に交流でき、お互いを分かり合えることが必要となります。そのためには、集うことのできる場と、心を開いたコミュニケーションの重要性についての理解が大切ですが、総合振興計画アンケート結果からは、近所づきあいの希薄化が進む状況がみられます。また、町民会議では、コミュニケーションをとることが難しい方の存在が指摘されています。

交流を活発化した地域づくりのために、行政においては、交流のある「場」づくりとイベント等の企画や周知、町民については、そうした機会への自身の積極的な参加とともに、近所の人への声掛け・誘い合いが重要となっています。

目指す地域の姿

赤ちゃんから高齢者までみんなが集い、交流し、
コミュニケーションが盛んな地域

【町民会議】

まちづくりの方向性 2 地域で支え合い助け合う「まち」

3 誰もが笑顔で安心して暮らせる「まち」

取り組み

●町の取り組み

取り組み	具体的な内容
地域の活動拠点づくりへの支援	・地域懇談会を開催し、地域づくりについての意識啓発や活動のきっかけづくりを行います。 ・居場所や集いの場づくりの支援を行います。
地域の行事やイベントなどの交流機会の周知	・総合センターやゆめくるなどで行うイベントを広報紙やホームページで周知し、交流の機会を広げます。

●町民や地域の取り組み

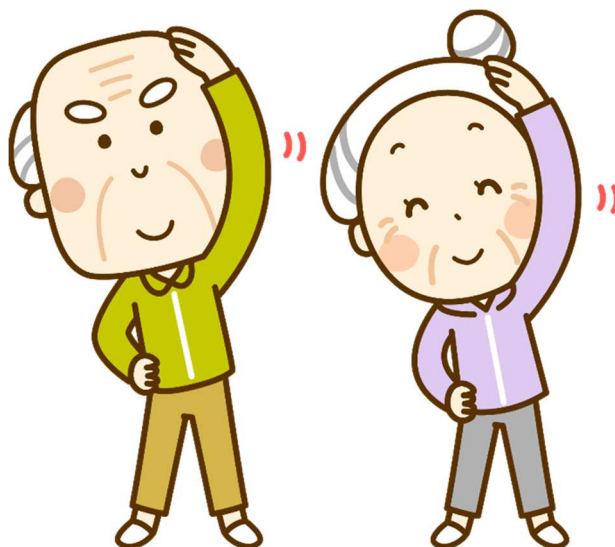
地域の友人を誘いあって地域のイベントや話し合いの集まりなどに参加します。

地域のイベント（行事）に参加しやすいよう、地区で課題などを検討し工夫をします。

地区のまつりや運動会などに参加し、地域の高齢者と子どもの交流を進めます。

居場所や集いの場、サロンを地域の中につくります。

ロコラジ体操やサロンなど、それぞれの活動から地域交流へつなげます。



(3) ボランティア活動の推進

現状と課題

災害発生後の復旧時にボランティアの存在は今や欠かすことができません。また、日常生活に支障をきたしがちな高齢者や障がい者などをきめ細かく支えるボランティア活動は、単なる行政の補完活動ではなく、必要不可欠なものとなっています。しかし、平成 29 年の障害福祉に関するアンケートでは、ほぼ 5 割の人がボランティアに関心がある一方で、実際に活動したいという人はその半数に満たない結果が示されています。さらに平成 30 年の子ども・子育て支援に関するアンケートでは、子育て支援のボランティア活動をしたいと思う人は 2 割に留まることが明らかとなりました。

需要の高まるボランティア活動を活発にするため、ボランティアへの関心を実際の活動に結ぶための意識づけが重要となっています。また、現在自主的活動を行っている団体や、ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会への支援が求められています。

目指す地域の姿

日頃の身近な“近助※”での助け合いや、
個人や団体のボランティア活動が盛んな地域

【町民会議】

まちづくりの方向性 2 地域で支え合い助け合う「まち」

※近助

“近助”とは、“近所”と“助ける”を掛け合わせ、向こう三軒両隣の近い者同士が助け合うという造語で、公的な言葉ではありませんが、近年少しずつ広がっている言葉です。

●町の取り組み

取り組み	具体的な内容
町民のボランティア活動への参加促進	・「お年寄り世帯見守りたい」やロコラジサポーター、雪かき応援隊などボランティア活動のきっかけづくりを行います。
ボランティアなど住民の自主的な活動に対する補助等の支援	・自主防災・自主防犯組織の資機材購入や研修等の活動への補助を行います。
地域福祉の推進の中心を担う社会福祉協議会への支援	・ボランティア養成講座や手話研修など社会福祉協議会で行う事業への補助を行います。

●町民や地域の取り組み

居場所や集いの場で共有したことを活かし、身近な事からボランティアに取り組みます。
社会福祉協議会のボランティアセンターなどを活用し、地域で支え合い助け合う活動に参加します。
小中学生の頃から「お年寄り世帯見守りたい」や廃品回収などのボランティア活動に参加します。
各地区自主防災組織、自主防犯組織への加入など、ボランティア活動への参加を呼び掛けます。
ボランティア活動団体は、社会福祉協議会へのボランティア登録などをきっかけにして現状を把握し、他の団体の方々とも交流の機会を持ちます。



基本方針 2 支援を必要とする方の支援体制づくり

(1) 孤立予防に向けた見守りの充実

現状と課題

平成27年の国勢調査による本町の単独世帯数は、5年前から2割増加して4,000世帯を超えました。また、独居高齢者の数も1,017世帯と、調査の度に増加しています。更に、要介護（要支援）認定者数、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持つ障がい者、母子を中心としたひとり親世帯、生活保護受給世帯など、支援を必要とする人は年々増加していることが統計情報で示されています。しかし、町民会議では、そうした人を把握するための情報が入手できていないとの意見が出されており、支援を必要とする人が地域で正しく把握されていない状況が浮き彫りとなっています。

個人情報を守られなければなりません。その上で、「見守り」は、地域で心配な人を把み、周囲が異変を感じた時に適切な機関につなげるために、地域で大切な活動となっています。

目指す地域の姿

引きこもり、孤立した家庭がないように、
さりげない見守りがしっかり行われている地域

【町民会議】

まちづくりの方向性 3 誰もが笑顔で安心して暮らせる「まち」

取り組み

●町の取り組み

取り組み	具体的な内容
民生委員・児童委員の活動支援	・お年寄り世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯などの見守りを継続的に行えるよう支援します。 ・東部中央福祉事務所などの関係機関との連携を強化します。
生活に困窮する人に対する相談の実施	・生活困窮者相談会（アサポート）を継続して実施します。（年6回） ・「伊奈町自殺対策推進計画」に基づき、生活困窮者等への支援を推進します。

●町民や地域の取り組み

「お年寄り世帯見守りたい」などの活動をきっかけにして、近所の人へ、日ごろのあいさつや声かけをします。

回覧板を回す際などに交わす日常のあいさつや会話の中で、さりげない見守りを行います。

個人や地域のグループが支援を必要とする方に気付いた時には、声かけ・見守りをします。

生活に困っている人に気付いた時には、町への相談を促します。



(2) 日常生活の支援

現状と課題

高齢化の進展とともに、要介護（要支援）認定を受ける方や、運転免許証を返納したりするなどし、買い物やゴミ出しなどの日常生活に支障のある人が増加しています。その一方で、平成 29 年の高齢者福祉に関するアンケートでは、自立した在宅生活が困難な身体状況となっても、家族の支援や介護保険のサービスを受けながら在宅生活を続けたいと希望する人が 6 割を超えています。

そうした日常生活上の不便さ、困難さを軽減し、在宅での生活を可能とするために、行政レベルの支援とともに、地域のレベルにおいても支援が求められています。

目指す地域の姿

誰もが、買い物、通院、ゴミ出しなどの日常生活を、
安心して不便なく送れる地域

【町民会議】

まちづくりの方向性 2 地域で支え合い助け合う「まち」

3 誰もが笑顔で安心して暮らせる「まち」

取り組み

●町の取り組み

取り組み	具体的な内容
買物などの移動が不便な方への支援	・生活支援体制整備協議体による生活支援の検討を進めます。
町内移動の利便性の向上	・町内循環バス「いなまる」は、2 台体制での運行となりましたが、今後も更なる利便性の向上を目指します。
ゴミのふれあい収集事業の実施	・ゴミのふれあい収集事業により日常生活を支援します。

●町民や地域の取り組み

「お年寄り世帯見守りたい」などの活動をきっかけに、近所の人へ、日ごろのあいさつや声かけをします。

居場所や集いの場などでの集まりをきっかけにして日常のコミュニケーションを深め、会話の中から、どのようなことに困っているのかを知り、支援できるようにします。

地域の中で助け合い部会を立ち上げるなど、地域での話し合いの場をつくり、買物、通院、ゴミ出し等の手助けを地域の中でできるように検討します。



(3) 防犯・防災対策

現状と課題

防犯に関しては、町民会議において、「不審者がいる」ことが挙げられています。近年、特に高齢者を狙った特殊詐欺はますます巧妙化しており、被害額は減少傾向にあるものの、平成31（令和元）年度上期だけで約146億円（警察庁調べ）、1日あたり約8,000万円となっております。

また、これまで想定されていなかった規模と頻度で地震や風水害などの自然災害が発生するようになっていきます。町では、災害が発生し避難が必要となった時に自力での移動が困難な人に対し、「避難行動要支援者（個別計画）登録」を進めていますが、平成29年以降、登録者数には明らかな増加傾向がみられ、平成31年には1,085人に達しています。

このような状況に対し、防犯に関する啓発や防災組織による活動への支援とともに、地域においては子どもを犯罪から守るためのパトロールや見守りなどの活動が重要となっております。

目指す地域の姿

防犯パトロールや避難支援が必要となる方への見守りを行い、
犯罪や災害に強い地域

【町民会議】

まちづくりの方向性 2 地域で支え合い助け合う「まち」

3 誰もが笑顔で安心して暮らせる「まち」

●町の取り組み

取り組み	具体的な内容
防犯灯の設置	・必要な箇所への防犯灯の新規設置を進め、犯罪の未然防止に取り組みます。
防犯に関する情報発信や指導、啓発の実施	・自主防犯組織・町民に対し、上尾警察署職員による防犯講座を実施します。
消費生活センターの運用や消費生活セミナーの実施	・消費生活相談を実施します。（毎週月曜日～木曜日無料で実施） ・消費生活セミナーを実施します。（年2回実施）
自主防災組織の活動への支援	・自主防災組織の資機材購入や研修等の活動への支援を実施します。

●町民や地域の取り組み

パトロールなど地域の見守りボランティアに参加します。

区長・自主防災組織、民生委員などを中心に、プライバシーに配慮しながら、災害時に地域の中で支援を必要とする人を支援者がわかる体制をつくります。

地域ごとの特徴や特色を踏まえた避難訓練を地域の中で行い、災害に備えます。



基本方針 3 福祉サービスを適切に利用できる仕組みづくり

(1) 情報発信の充実

現状と課題

利用者が自身に最適な福祉サービスを選び利用するためには、サービスやサービス提供事業者について、正しい情報が利用者に提供されることが前提となります。そのため、行政においては、正しい情報をわかりやすく提供することが求められています。

また、提供された情報に基づきサービスを選択する際には、実際にサービスを利用した人からの情報も時に有効となります。そのため、地域においては、活発なコミュニケーションや情報交換の機会づくりが重要となっています。

目指す地域の姿

地域団体・ボランティアなどの活動や、福祉サービスなどの情報が行き届いた地域

【町民会議】

まちづくりの方向性 3 誰もが笑顔で安心して暮らせる「まち」

取り組み

●町の取り組み

取り組み	具体的な内容
各種サービスや町民の活動等についての情報の発信	・県の施設やニューシャトル各駅、金融機関、コンビニエンスストアなどでの広報紙の設置を継続します。
必要な情報を分かりやすく届ける広報紙やホームページづくり	・「広報いな」のわかりやすい紙面づくりに取り組みます。 ・SNSの活用を推進します。

●町民や地域の取り組み

居場所や集いの場、サロンなどに積極的に参加し、地域の人とたくさん話し、コミュニケーションを取ります。

普段の世間話しやお茶会などでの情報交換と口コミで、地域の団体や自治会、子ども会、PTA、老人会、ボランティア活動について情報を共有します。

グループの活動や催し物等の活動状況を、行政掲示板や地区内の回覧、情報誌、広報、ホームページ等のいろいろな方法で発信します。



(2) 相談支援

現状と課題

地域における生活課題や問題を早期に発見・対応するために、困りごとを抱えた人が気軽に相談することができる体制を充実させることが必要です。

課題や問題は、地域の中で相談ができ解決につなげることができるもの、地域での相談には適せず、公的な相談機関での対応が求められるもの、専門機関での対応が必要なものなどさまざまですが、それらの種類に応じた相談体制づくりと、必要な相談機関につなげることのできる連携体制づくりが重要となっています。

目指す地域の姿

困りごとを抱えてしまう方がいなく、
気軽に相談ができたり、相談機関の情報を共有できている地域

【町民会議】

- まちづくりの方向性 3 誰もが笑顔で安心して暮らせる「まち」
4 福祉の心を育み、思いやりのある「まち」

取り組み

●町の取り組み

取り組み	具体的な内容
介護が必要な高齢者や障がい者、及びその家族への相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・民生委員・児童委員による困りごとの相談を実施します。・身体、知的障がい者相談会を実施します。・障害者差別解消法を周知します。・介護保険制度や障害福祉制度で相互に連携し、適切な相談支援を実施します。

●町民や地域の取り組み

居場所や集いの場など、地域の身近な場で何でも相談できる体制を作ります。

悩みを抱える人がいたら、町の相談機関や民生委員・児童委員など、信頼できる相談先を紹介します。

「お年寄り世帯見守りたい」などに加入し、地域のさまざまなつながりの中で異変を感じた時には、関係機関へとつなげます。



(3) 権利擁護

現状と課題

契約に基づく福祉サービスを利用するためには、情報を正しく判断できることが前提です。厚生労働省では、65歳以上の高齢者の約7人に1人が認知症と見込んでおり、この数字をあてはめると、本町では平成31年時点でおよそ1,500人の認知症患者がいると推定されます。それらの人が正しい判断を行うための支援として、成年後見制度の利用促進が求められます。

また、町民会議では、家族の判断で福祉サービスを受けていない人がいるのではないかと指摘がなされており、実態の把握が必要となっています。

目指す地域の姿

判断能力が低下しても適切なサービスを受けられるよう、
一人ひとりの権利が守られた地域

【町民会議】まちづくりの方向性3 誰もが笑顔で安心して暮らせる「まち」

取り組み

●町の取り組み

取り組み	具体的な内容
成年後見に関する制度の利用促進	・成年後見制度の周知・啓発を行い、関係機関との地域連携ネットワークや地域の支援体制を構築します。
高齢者や障がい者、子どもへの虐待防止の推進	・地域包括支援センター、障害者虐待防止センター、児童相談所などの関係機関と連携し、相談支援を行います。

●町民や地域の取り組み

「お年寄り世帯見守りたい」などに加入し、地域のさまざまなつながりの中で異変を感じた時には、関係機関へとつなげます。

「お年寄り世帯見守りたい」などに加入し、地域で高齢者や障がい者、子どもを見守り、虐待や消費者被害の可能性を感じたら、町や相談機関等へ伝えます。

居場所や集いの場など、地域の中で気軽に相談できるような仕組みをつくります。

権利擁護に関する理解を深めるため、地域包括支援センターで実施している講座に参加します。



(4) 各種サービスの質の向上

現状と課題

すべての町民が、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、福祉サービスの充実は欠かすことができません。福祉サービスは、高齢者に対する「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、障がい者に対する「障害者計画」、「障害福祉計画及び障害児福祉計画」、子どもや子育て家庭に対する「子ども・子育て支援事業計画」に盛り込まれています。すべての町民の健康増進のための「健康増進計画」が進める事業とともに、それらの福祉サービスをしっかりと推進していく必要があります。

また、サービスの質の向上を確実なものとするためには、サービス提供事業者及びそのサービスを第三者が評価し、必要な改善を求めていかなければなりません。そのための評価体制の構築と運用を、継続して推進することが重要となっています。

目指す地域の姿

必要な福祉サービスを、適切に受けることができる地域

【町民会議】まちづくりの方向性 1 健康でいきいきと暮らせる「まち」

3 誰もが笑顔で安心して暮らせる「まち」

●町の取り組み

取り組み	具体的な内容
児童、高齢者、障がい者など、各福祉分野のサービスの充実と質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携、生活支援体制整備協議体など地域包括ケアシステムの構築を推進します。 ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を推進します。 ・障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画を推進します。 ・子ども・子育て支援事業計画を推進します。
各福祉分野のサービス利用者の希望・意見などの聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・各福祉分野の計画等の策定時にアンケート調査を実施します。
サービス利用者の視点を持つ評価体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者団体の方や公募の方等を委嘱し、各福祉分野の計画等の進捗状況を報告・評価するために会議を開催します。

●町民や地域の取り組み

地域で困りごとがあったら、まずは居場所や集いの場、総会などの集まりの場で、どうしたら解決できるかを話し合います。

第5章 計画の推進

第1節 役割分担

地域福祉を効果的・総合的に推進するためには、行政だけでなく、町民、地域、福祉サービスを提供する事業者などさまざまな主体が、地域福祉の担い手としての意識を持って、互いに協働し合いながら活動を進めていく必要があります。

それぞれの主体は、以下のとおりの役割を担い、また期待されています。

町民	町民一人ひとりが、まちづくりの方向性を理解・共有し、地域の一員としてまずできることから、具体的に行動していくことが期待されます。
地域	区や民生委員・児童委員、ボランティア団体などの各種団体が連携し、公的サービスでは対応が難しい地域の課題に、積極的に対応することが期待されます。
福祉サービス事業者	サービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。
社会福祉協議会	社会福祉法の中で、地域福祉を推進するための中心的な役割を担う組織と位置づけられ、町全体の地域福祉活動のコーディネートや行政との調整役としての役割を担っています。
行政	地域福祉計画の策定主体である行政は、町の福祉の向上を目指し、庁内における福祉に関係する部署をはじめ、町民、ボランティア、福祉サービス事業者、社会福祉協議会などと連携しながら、福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

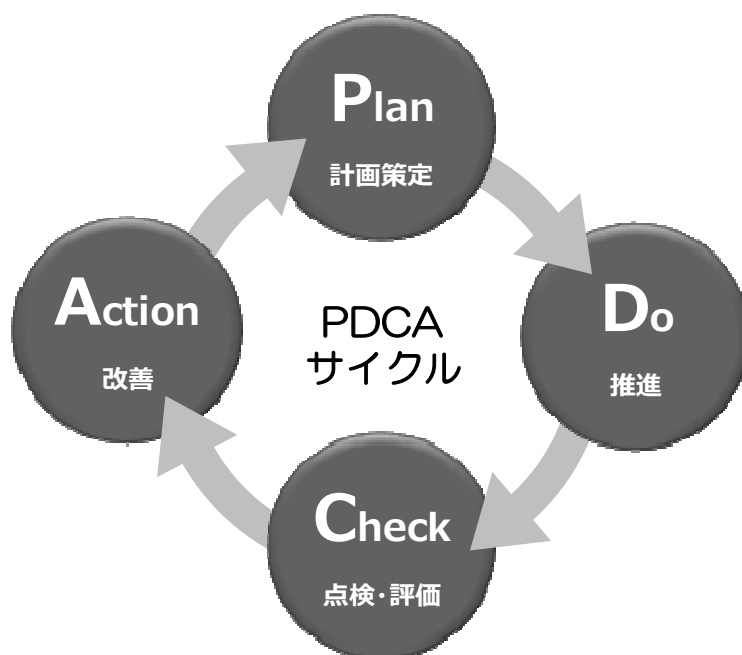
第2節 推進体制

計画の着実な遂行に向けて、町民や各種福祉関係団体等を中心とした推進組織を設置・運営します。

また、庁内においては、地域福祉施策の効果的な推進のため、福祉に直接的に関わる部署だけでなく、広報や教育、交通、施設管理など、日常生活や周知啓発活動に関連する分野との連携を十分に図ることができるよう、組織横断的な推進体制を維持します。

第3節 進行管理・評価

本計画（Plan）の推進（Do）にあたっては、下図に示すPDCAサイクルを用い、適切なタイミングで施策の推進結果を点検・評価（Check）し、問題点があれば改善（Action）を行うことにより、効果的な進行管理を行います。



資料編

1 計画策定の経過

年	月 日	内 容
平成31年	3月22日	伊奈町地域福祉計画策定町民会議（第1回）
	3月22日	伊奈町地域福祉計画策定委員会（第1回）
	4月24日	伊奈町地域福祉計画策定町民会議（第2回）
令和元年	5月30日	伊奈町地域福祉計画策定町民会議（第3回）
	6月28日	伊奈町地域福祉計画策定町民会議（第4回）
	8月9日	伊奈町地域福祉計画策定委員会（第2回）
	9月26日	伊奈町地域福祉計画策定町民会議（第5回）
	10月11日	伊奈町地域福祉計画策定委員会（第3回）
	11月5日	伊奈町地域福祉計画策定町民会議（第6回）
	11月15日	伊奈町地域福祉計画策定委員会（第4回）
令和2年	12月16日～ 1月15日	町民コメント制度に基づく意見募集
	1月29日	伊奈町地域福祉計画策定町民会議（第7回）
	2月18日	伊奈町地域福祉計画策定委員会（第5回）

2 伊奈町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき伊奈町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、福祉施策の総合的な推進を図るため、伊奈町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討の上、計画を策定し、町長に報告するものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員26人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 福祉活動団体等の代表者
- (2) 地域福祉に関係する機関等の代表者
- (3) 識見を有する者
- (4) 町職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて、関係者を会議に出席させ意見を聞くこと又は関係者に資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

3 伊奈町地域福祉計画策定委員会 委員名簿

任期：平成31年3月22日～令和4年3月31日

区 分	氏 名	職 名
1号委員： 福祉活動団体等の 代表者	関根 清一	長寿クラブ連合会会長
	○加藤 衛	民生委員・児童委員協議会会長
	大島 恵子	赤十字奉仕団副委員長
	中林 由紀枝	母子愛育会副会長
	山下 国光	ボランティアセンター運営委員（手話の会「すずらん」 会長）
2号委員： 地域福祉に関する 機関等の代表者	大塚 健二	区長会会長
	町田 伸吉	商工会会長
	鈴木 正男	シルバー人材センター理事長
	中谷地 久雄	地域福祉計画町民会議会長
3号委員： 識見を有する者	岩井 勝	社会福祉協議会事務局次長
	澤田 誠一	教育委員会教育長職務代理
	◎永田 康子	人権擁護委員
4号委員： 町職員	藤倉 修一	企画総務統括監
	小島 健司	健康福祉統括監

◎委員長 ○副委員長 （敬称略・順不同）

※町職員のみ任期が平成31年4月1日からの者を掲載

4 伊奈町地域福祉計画策定町民会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、伊奈町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、地域における福祉のあり方を検討するとともに計画の策定に資するため、伊奈町地域福祉計画策定町民会議(以下「町民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 町民会議は、次の各号に掲げる事項について調査、研究及び検討を行う。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項

2 町民会議は、前項に規定する検討の内容を適宜、伊奈町地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成24年要綱第29号。)に基づく伊奈町地域福祉計画策定委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 町民会議は、委員37人以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募による者
- (2) 福祉活動団体等の代表者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期及び報酬)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定終了までとする。

2 委員は、無報酬とする。

(会長及び副会長)

第5条 町民会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理し、町民会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 町民会議は会長が招集し、会議の議長となる。

2 町民会議は必要に応じて、委員以外の者を会議に出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 町民会議の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 このほか、町民会議の運営に関し必要な事項は、会長が町民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

5 伊奈町地域福祉計画策定町民会議 委員名簿

任期：平成31年3月22日～令和2年3月

区 分	氏 名	職 名
1号委員： 公募による者	○久保田 寛	町民会議公募委員
	◎中谷地 久雄	町民会議公募委員
	森田 英子	町民会議公募委員
	大美賀 恵美子	町民会議公募委員
	小平 玲子	町民会議公募委員
	佐竹 るり子	町民会議公募委員
2号委員： 福祉活動団体等の代表者	内田 晶子	民生委員・児童委員協議会
	山口 優子	赤十字奉仕団
	長島 忍	母子愛育会
	田中 弘美	NPO法人 たすけあい伊奈
	御手洗 恵梨子	地域包括支援センター
3号委員： その他町長が必要と認める者	大川 桂子	生活支援コーディネーター
	石川 英子	福祉協力員
	猪鼻 とよ子	いきいきサロン
	鈴木 和美	ロコラジサポーター

◎会長 ○副会長

(敬称略・順不同)

6 参考事業一覧

基本方針1 コミュニケーションが豊富で助け合える地域づくり

(1) 福祉教育・啓発の充実

事業名	担当課
社会教育振興事業	生涯学習課
教育指導事業	学校教育課
青少年健全育成推進事業	生涯学習課
人権・同和対策啓発事業	人権推進課
人権教育運営事業	人権推進課 学校教育課
男女共同参画事業	人権推進課

(2) 交流機会の創出

事業名	担当課
ふれあい福祉センター指定管理事業	福祉課
地域子育て支援センター運営事業	子育て支援課
つどいの広場事業	子育て支援センター
子育て支援センター事業	子育て支援センター
総合センター管理運営事業	生活安全課
パブリックルーム管理事業	生活安全課

(3) ボランティア活動の推進

事業名	担当課
生涯学習推進事業	生涯学習課
社会福祉協議会運営補助事業	福祉課
地域福祉活動事業	福祉課
障害者福祉団体補助事業	福祉課

基本方針 2 支援を必要とする方の支援体制づくり

(1) 孤立予防に向けた見守りの充実

事業名	担当課
民生委員・児童委員活動推進事業	福祉課
低所得者相談事業	福祉課
自殺対策推進事業	健康増進課

(2) 日常生活の支援

事業名	担当課
町内循環バス運行管理事業	生活安全課

(3) 防犯・防災対策

事業名	担当課
防犯灯設置事業	生活安全課
防犯灯維持管理事業	生活安全課
防犯まちづくり推進事業	生活安全課
消費者対策事業	元気まちづくり課
自主防災組織設立運営事業	生活安全課
避難所整備事業	生活安全課
防災行政無線整備事業	生活安全課

基本方針3 福祉サービスを適切に利用できる仕組みづくり

(1) 情報発信の充実

事業名	担当課
広報事業	秘書広報課

(2) 相談支援

事業名	担当課
相談支援事業	福祉課

(3) 権利擁護

事業名	担当課
市民後見人養成事業	福祉課

(4) 各種サービスの質の向上

事業名	担当課
各種児童福祉関連サービス	子育て支援課
各種高齢者福祉・介護保険サービス	福祉課
各種障害者福祉サービス	福祉課

伊奈町第2期地域福祉計画

令和2年3月

発行：伊奈町福祉課

〒362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 9493

TEL :048-721-2111 FAX :048-721-2137

